

会報

第 152 号

◇エッセー

機関車と研究グループ 大阪大学長 金森 順次郎

■諸会議事要録

理事会

第2常置委員会

第3常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

第7常置委員会

医学教育に関する特別委員会

教員養成特別委員会

■予算・決算

平成7年度国立大学協会歳入歳出決算

平成8年度国立大学協会歳入歳出予算(案)

■資料

「社会教育主事、学芸員及び司書等の養成及び研修の充実の在り方について」に対する意見

平成8年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職協定期日等について

国立大学協会

平成8年6月

会報

平成8年6月 第152号

第46卷第2号通卷第152号

平成8年6月号

国立大学協会

●エッセー

機関車と研究グループ 大阪大学長 金森 順次郎5

【事業報告】

■諸会議議事要録（平成 8 年 1 月～ 4 月）

理 事 会（3.7）11

報 告

会務報告

小委員会の設置について

各委員会委員長報告

大学入試センターからの報告

協 議

平成 8 年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について

特別委員会の設置について

国立大学の教職員以外の者の委員会等への出席について

国立大学協会旅費規程の一部改正並びに国立大学協会旅費特例内視の制定について

第 9 次定員削減への対応について

第 2 常置委員会（4.19）21

報告事項

国立大学協会第 2 常置委員会小委員会の設置について

国立大学の平成 10 年度入学者選抜の基本方針について

平成 9 年度国立大学入学者選抜における留意事項について

平成 9 年度第 2 次試験実施に係る協議の取扱いについて

第 3 常置委員会（2.9）24

第 7 常置委員会委員の推薦について

報告事項

委員長の互選について

「教養教育」等の問題について

就職問題について

留学生の学生生活等について

第 5 常置委員会（4.25）27

UMAP 及び JUSSEP 小委員会の設置の報告

UMAP 及び JUSSEP 小委員会委員の交代について

「日米短期交換留学シンポジウムの開催」について

第 5 回 UMAP 会議に向けての報告と協議

「国立大学協会概要（英語版）」の作成について

【予算・決算】

平成7年度国立大学協会歳入歳出決算51

平成8年度国立大学協会歳入歳出予算（案）52

【資 料】

「社会教育主事，学芸員及び司書等の養成及び研修の充実の在り方について」
に対する意見53

平成8年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職協定期日等について...55

【そ の 他】

特別委員会の設置，小委員会の設置，学長等の異動58

編集後記

機関車と研究グループ

大阪大学長 金森 順次郎

元来大学の教員の意識には自由人になろうとする願望と研究や教育を組織的に行う必要や意欲が混在しているが、分野や経歴によってその現れ方が異なる。私自身はあまり他分野とは共通性をもたない理論物理学の出身なのでかなり偏っていることは自覚しながら、大学の研究グループの運営についての感想を述べさせていただくが、組織についての原体験ともいべき思い出から出発することをお許し願いたい。

SLの思い出

社会の組織なるものを実感した最初は、中学校の3年から4年のとき、昭和19年から終戦後まで約1年間、国鉄（といっても当時は鉄道省直轄で、働いている人は皆官吏であった）の機関区での勤労働員である。機関区というのは、蒸気機関車の保守、運転要員の管理・教育をするSLの基地のことで、毎日届く運転指令に従ってSLと運転要員を派遣したり、他の機関区所属のSLを含めて駅などで石炭、水を供給する責任をもっていた。私のいた梅田機関区は、大きい吹田機関区から分離したばかりの小さな組織で、大阪駅周辺の操車場での貨車の入換えや近距離の貨物列車を走らせていたようであった。

この機関区は区長と5人の助役の管理職と機関士、機関士試験を通った後暫くの間の見習機関士、機関助士、その見習という機関士集団と石炭、水の供給等の支援業務の炭水夫と呼ばれる人達から構成されていた。管理職の大部分やSLの点検をする検査掛も機関士経験者で、全体として機関士という騎士団が支配する

組織とってよいであろう。騎士のシンボルは機関士の資格を取得したときに貸与される鎖付きの懐中時計で、いつも正確に時間が合わせてあった。我々中学生の役目は支援業務の助っ人であったが、騎士達はお客様扱いで可愛がってくれた。総数10人で付添の教師も常駐していなかったの、ある程度組織に溶けこむことができたのは貴重な体験であった。

後年の大学社会と重ね合することができる思い出の一つは、機関助士の役割である。機関助士の任務は機関車の釜たき、信号確認、石炭、水のストックのチェックその他の運転補助であったと記憶している。機関助士は大抵は機関士になる前の通過段階であったようだが、中には機関士になる気がなかったり、あるいはなりそびれて万年助士と呼ばれる中年の人もいた。我々の世話役もそのような人で、何故機関士にならないかという話を聞かされた。その話の裏に潜むペーソスを理解できる年齢でもなかったが、何となく人生も色々なんだと考えたことが記憶に残っている。また、SLというのは生物のようで蒸気の上がり具合や火の燃え方など、これを制御運転する機関士は独立の空間を支配するマスターという威厳が備わっていた。

体験のもう一つの側面は使命感と共同体意識である。どんな場合でも鉄道という輸送手段は確保しなければならないという使命感はとくに機関士の人達に強く、爆弾が落ちて待避しないことになっていた。現実に空襲を受けるようになるとそれも言われなくなったが、我々も感化されて朝から空襲があってもとにかく職場に辿り着こうと努力した。また、勤労働員の最初の日、機関区長に「皆さんは一生鉄道で働いてください。こんないい職場はない。」と訓示されていささか戸惑ったが、物資の配給とか職員証を見せれば鉄道は何処までも乗ることができるなど、分け隔てない待遇に追い追い鉄道一家に組み込まれていった。

大学の研究グループ

大阪大学理学部物理学科に入学して最初に、組織という意味で好奇心を燃やしたのは、講座と研究グループの相違であった。講座と研究グループが一致している場合もあったが、マグネトロンで有名な岡部金治郎先生の講座に素粒子論の木庭二郎助教授が所属されていたように、教授と助教授が別のグループを作っている場合や、複数の助教授が所属している研究グループもあって研究の実態を知らない学生にとってはいささかミステリアスであった。

以下では主として助教授の役割について感想を述べるが、議論は助手についてもあてはまる場合が多いと考えている。学校教育法第58条によれば、「教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」であって、「助教授は教授の職務を助ける。」とされているが、実際の助教授のあり方は様々である。あえて分類すると、①は教授と助教授が全く独立である場合で、実際は同じ職務を行っているとしてよいであろう。②は独立が原則でも、同じ分野の研究を行っているときは、連合研究グループを作り、セミナー、とくに学生のための輪講等を共通にする。③は合同型で同一の研究グループのリーダー、サブリーダーであるが教授、助教授それぞれに研究を推進しながら、研究グループの財政その他の運営は一元的に行う。④はSLないしは船型で、教授は機関士(船長)、助教授は機関助手(機関長)と役割分担がはっきりしていて、助教授は研究グループ内での研究推進力の管理(釜たき)をし、教授は研究方向を指導する(運転)。⑤は機関区ないしは船団型で、数名の教授、助教授がそれぞれの研究グループの責任をもつが、全体として協力関係にありまとまった方向に進む。なお、複数の講座を一人の教授が實際上運営している場合は、重連機関車型でむしろ④のヴァリエーションであってこの場合には属さない。

上記の①から⑤までの研究グループ像の優劣は分野によって異なる。また、こ

れらは与えられた時点でのいわば瞬間撮影であって、実際には時間発展を考慮しないと意味がない。現在では助教授はいずれ教授になろうとしている人達であることを考えると、①から⑤までを通じて時間変化を促す度合は異なるが、一定の研究グループ像を長期間維持するにはそれなりの努力が必要である。④のSL型は、教授、助教授の役割分担がはっきりしていて理解し易いが、これを維持するにはかなり短期間で的人事異動が可能でなければならないことは会社や官庁とのアナロジーからも言えることである。大学の教員人事が必然的に停滞しているとは思わないが、外から教授にと声が掛かる人は釜たきが上手な人ではなく、運転が上手になると見込まれた人である。機関助士が機関士に昇格するには、試験ではなく研修と見習機関士といういわば②、③のタイプの助教授の期間が置いてあった。結論として、④のタイプの研究グループでは、そのタイプを維持しながらスムーズな人事異動をする仕組みをもつか、あるいは時間経過とともに③なり②なりに移行することを考えないと、不満が鬱積して研究にも影響を及ぼすことになりかねない。

①の独立型にも研究グループが閉鎖的になり過ぎると欠点が露呈する。①と④の中間タイプである②、③では研究上必要な協力関係を構築するには当事者間の十分な相互理解が必須である。また、①にも④にも偏らないためには微妙な平衡感覚が必要である。⑤については後に言及するが、その協力関係は時間とともに解消を含む変化をすることを考えるべきであろう。さらに、大学の特色は人の面でも知識の面でも絶えず新しい要素が流入し、流出する開かれた社会で、使命感は必要でも閉鎖的な共同体であってはならないことを強調しなければならない。研究グループはSLとともに消えた騎士団とは異なるはずである。

研究の活性化のために

大正の始めに教授の意向に反して関東大震災の到来を主張した今村助教授は、助教授としては無給であったという。当時は助教授は教授の手伝いであるという考え方が制度上ももっとはっきりしていたのであろう。今日では、④以外のヴァリエティを作り出す様々な要因がある。一つには大講座制が教授、助教授の役割区分を曖昧にしている。また、講座費が研究費に占める割合が減少し、一方複数の小講座をカバーする規模の大きいプロジェクトに研究費が与えられる機会が増えている。プロジェクト研究には特別研究員、さらには研究支援職員も配置される可能性も生まれている。これらは⑤のタイプの協力関係の未来を開くものである。

私の知識が正しければ、オランダでは教授、助教授の区別がなく一律に教授である。⑤のタイプの大きなグループの中心人物である同国の友人に、協力関係の秘密を聞いたところ、それは研究費だという返事であった。研究費獲得が世界をリードしている研究を遂行している事実に基づいているとすれば、活発な研究が協力関係の基礎であるといってもよいであろう。また、教授、助教授等の職階があるアメリカでは、職階制は教員の向上意欲の刺激であって協力ないしは従属関係を前提にはしていないが、研究上の必要から、②ないしは③の運営が行われている例はある。

教育のユニットであった小講座が即研究のユニットであるという特色をもつ日本の制度が、様々な要因から過去にとらわれない柔軟な運営を必要としているとあってよいであろう。大切なことは、活発な研究を展開し若い研究者が伸び伸びと育つ研究グループであって、そのときの状況に応じて適切な形態をとり、時間経過とともに進化することを許すことであろう。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 平成8年3月7日(木) 13:00~16:00

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 吉川会長

井村副会長

丹保, 吉田, 西澤, 江崎, 木村, 野村(東), 加藤, 金森, 西塚, 北川, 三木,

杉岡, 佐古, 野村(新)各理事

梶井第4常置委員会委員長

石川(医学教育), 蓮見(教員養成)各特別委員会委員長

堀川, 鈴木各監事

(大学入試センター)高橋所長, 平川副所長, 石井事業部長

吉川会長主宰のもとに開会。

初めに、会長から次のように挨拶があった。

本日は、学年末ご多忙のところお集まりいただき、厚くお礼申し上げます。

本理事会は、平成8年度の国大協予算(案)、特別委員会等の設置等についてご審議いただき、また、各委員会の審議状況についてご報告をお願いしたい。

なお、大学入試センター試験に係る問題等についてご説明いただくため、後刻、高橋大学入試センター所長にご出席願うので、ご了承ください。

初めに、学長交代等により初めてご出席の理事及び委員長の方々をご紹介します。

(前任) (後任)

理事 弘前大学 手代木 渉 吉田 豊

(平成8年2月1日付)

〃 九州大学 和田 光史 杉岡 洋一

(平成7年11月7日付)

理事 佐賀大学 高田 弘 佐古 宣道

(平成8年2月20日付)

第4常置委員会委員長 (東京水産大学長) (東京農工大学長) 田中昌一 梶井 功

(平成7年11月17日付)

ついで、滝沢事務局長から、出席状況及び定足数の確認等について、次のとおり報告があった。

理事会には、会則第18条により、理事及び常置委員会の委員長の総数の半数以上の出席が必要であるが、定数23名に対し出席者は17名なので、定足数を満たし、成立している。

なお、ご欠席の連絡があったのは、阿部副会長、理事の丸山千葉大学長、岡田金沢大学長、佐々木豊橋技術科学大学長、小坂岡山大学長、及び第6常置委員会委員長の武藤新潟大学長である。

引続き会長から、ただいまの報告のとおり必要な定足数を満たしているため、これより議事に入りたい旨述べられた。

I 報 告

1. 会務報告

会長から、前回理事会以降の会務報告について「資料4」に基づきご報告することとしたい旨述べられ、以下の事項について報告があった。

(1) 審議会等への意見提出について

1) 高等教育局から、「大学審議会組織運営部会における審議の概要—大学教員の任期制について—」につき意見の提出を求められ、11月24日、意見を提出した。(資料15参照)

2) 生涯学習局から、「社会教育主事、学芸員及び司書等の養成及び研修の充実の在り方について」につき意見の提出を求められたので、西澤第7常置委員会委員長に依頼し、1月23日開催の第7常置委員会で審議し、1月31日、意見を提出した。(資料7参照)

(2) 要望書の提出等について

1) 11月の第97回総会において「教室系技術職員の専門行政職俸給表適用審査基準」を基に教室系技術職員の専門行政職俸給表への移行を文部省に要望することが承認されたことに伴い、12月15日、吉川会長、梶井第4常置委員会委員長、滝沢事務局長が文部省に赴き佐藤官房長、高人事課長と面談し、文部大臣ならびに各関係局長等へ要望書を提出し、その実現方を要望した。

2) 毎年提出している「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」で、学科長の管理職手当の新規適用を要望しているが、12月15日、吉川会長、梶井第4常置委員会委員長、滝沢事務局長が人事院に赴き、市川人事官と面談し、①学科長の管理職手当(俸給の特別調整額)、②大学

院担当教官の俸給の調整額について要望した。

(3) 科学技術基本計画に関するヒヤリングについて

科学技術庁科学技術基本計画推進室から、科学技術基本法に基づく科学技術基本計画に盛り込むべき事項等について意見聴取の依頼があり、1月30日、吉川会長が出席し、意見を述べた。

(4) 中国国家教育委員会高等教育立法関係視察団との懇談

1月22日、中国国家教育委員会政策法規局李連寧副局長ほか8名が国立大学協会を訪れ、滝沢事務局長が国立大学協会の設立目的、事業内容等について説明を行った後、懇談を行った。

(5) 全国大学高専教職員組合(全大教)との懇談について

全大教からの申し入れにより、12月4日、滝沢事務局長が全大教の副島副委員長ほか4名と会い、大学関係予算、専任職問題等について懇談した。

なお、前回総会以後にきた国大協宛要望書は「資料5」のとおりである。

2. 小委員会の設置について

会長から、平成7年12月15日及び本日午前中開催の常務理事会で、「資料6」のとおり、常置委員会のもとに小委員会を設置することが承認されたのでご報告する旨同資料にもとづき以下の報告があった。

[平成7年12月15日 常務理事会承認]

○ 第5常置委員会

JUSSEP小委員会

1. 課 題：短期交換留学の促進について
2. 設置期間：2年間(平成7年12月15日～平成9年12月14日)

3. 委員名簿：

委員長 江崎玲於奈（筑波大学長，第5常置
委員会委員長）

- 委員 阿部 純二（東北大学教授）
〃 細野 昭雄（筑波大学副学長）
〃 下村 由一（千葉大学教授）
〃 高田 康成（東京大学教授）
〃 石田 眞（名古屋大学教授）
〃 西口 光一（大阪大学助教授）
〃 原田 康夫（広島大学長，第5常置
委員会委員）
〃 西村 重雄（九州大学教授，第5常
置委員会委員）

○ 第5常置委員会

UMAP小委員会

1. 課題：アジア太平洋地域の大学間の
学生・教育者・研究者の交流
促進
2. 設置期間：2年間（平成7年12月15日
～平成9年12月14日）

3. 委員名簿：

委員長 江崎玲於奈（筑波大学長，第5常置
委員会委員長）

- 委員 原田 康夫（広島大学長，第5常置
委員会委員）
〃 中村 光男（千葉大学教授）
〃 成田 篤彦（東京大学教授）
〃 水岡不二雄（一橋大学教授，第5常
置委員会委員）
〃 川島 慶雄（大阪大学教授，第5常
置委員会委員）
〃 西村 重雄（九州大学教授，第5常
置委員会委員）

○ 第2常置委員会

入試将来ビジョン検討小委員会

1. 課題：大学入試の将来ビジョン
2. 設置期間：2年間（平成8年4月1日
～平成10年3月31日）

3. 委員名簿：

加藤 延夫（名古屋大学長，第2常置
委員会委員長）

荒井 克弘（広島大学教授，第2常置
委員会専門委員）

小嶋 秀夫（名古屋大学教授，第2常
置委員会専門委員）

山極 隆（富山大学教授，第2常置
委員会専門委員）

市川 定夫（埼玉大学教授，入試改善
特別委員会委員）

松井 榮一（京都教育大学名誉教授，
入試改善特別委員会臨時
委員）

矢野 真和（東京工業大学教授）

有識者として岩坪 秀一（大学入試センター教授・
研究開発部長）

清水留三郎（大学入試センター教授）

3. 各委員会委員長報告

前回理事会以降の各委員会の審議状況につい
て、各委員長からそれぞれ次のように報告があ
った。

(1) 第1常置委員会（金森委員長）

前回総会以降本委員会は開催していないの
で、委員会審議の報告はない。ただ、先の総会
でご審議いただき、その取扱いを会長と第1常
置委員会委員長に一任された「大学審議会組織
運営部会における審議の概要—大学教員の任期

〔平成8年3月7日 常務理事会承認〕

制について一」についての意見」については、その後、梶井東京農工大学長及び岡市香川大学長の2学長からご意見をいただいたので、それを参考に若干修正のうえ大学審議会に提出したことをご報告する。

(2) 第2常置委員会(加藤委員長)

前回総会以降本委員会は開催していないが、規定改正により、入試改善特別委員会が廃止されたことに伴い、入試改善特別委員会委員長からの申し送り事項について、事務レベル(京都大学入試課長と名古屋大学入試課長間)で引継ぎを行った。また、会長から報告があったように、本委員会の下に「入試将来ビジョン検討小委員会」を設置することが常務理事会で承認されたが、前以て大学入試センターと協議し、特に、同センターの研究開発部の教官を有識者として同小委員会に参加していただくこととした。

(3) 第3常置委員会(佐々木委員長の代理：
丹保委員)

去る2月9日に本委員会を開催し、主として次の事項について審議した。

- 本年3月末日学長任期満了により退任する佐々木委員長の後任の委員長の互選を行い、久々宮委員(東京商船大学長)を選任した。
- 「教養教育」と「専門教育」の問題をこれからどのように考えていったらよいかフリートーキングし、今後継続的に審議することとした。
- 就職問題について、委員長から、平成7年10月20日開催された就職協定協議会の模様について報告があり、今年は大変冷えているということ、また、平成7年度第1回就職ガイ

ダンスの報告があった。

- 留学生問題について種々意見交換し、留学生の支援体制においてフォーマルにできないが重要な問題である留学生の家族とかその周辺の問題などに国から何らかのバックアップを図れないものか、今後議論していくことにした。

(4) 第4常置委員会(梶井委員長)

前回総会以降本委員会は開催していない。会長からの会務報告にあったとおり、昨年11月総会において「教室系技術職員の専門行政職俸給表適用に際しての審査の統一基準」をもとに教室系技術職員の専門行政職への移行を文部省に要望することが了承されたので、その後、12月15日、会長に同道して文部省に赴き、文部大臣ならびに各関係局長等へ要望書を提出し、その実現方を要望した。いずれ何らかの応答があるものと思う。

(5) 第5常置委員会(江崎委員長)

前回総会以降本委員会は開催していないが、JUSSEP小委員会を3回、及びUMAP小委員会を1回開催した。

- JUSSEP小委員会は、これまで短期留学による国立大学への米国学部学生受け入れの促進に取り組んできたが、今後は米国学生だけでなく、英語圏域全体を対象を広げて短期交換留学の促進を図ることとし、本小委員会の課題を「短期交換留学の促進について」と改めることを常務理事会に諮り、お認めいただいた。この短期留学制度の特徴は、英語による授業、単位互換、授業料免除、スカラシップ付与などであり、九州大学が先鞭をつけて、その後東京大学、筑波大学で行われて

おり、近く東北大学、千葉大学、名古屋大学、大阪大学、広島大学の各大学で始められる。短期留学については難しい問題もあるが、ノウハウを積んで一層の促進に努めたい。

- UMAP小委員会は、「アジア太平洋地域の大学間の学生・教育者・研究者の交流促進」を課題に引続き活動している。

なお、今年8月20日から23日までUMAP総会がニュージーランドのオークランドで開催されるが、総会への国大協からの出席者の人選については、会長と相談し決めさせていただきたいので、ご一任いただきたい。(了承)

以上の説明について、財団法人日本国際教育協会を通じて短期留学生に支給されている奨学金の給付額が派遣地域によって区別(10万円又は8万円)されているが、同じ留学生間で奨学金の額に差があるのは大学として困るので、第5常置委員会でこれを是正する方向で検討してほしい旨要望があった。

(6) 第6常置委員会(武藤委員長の代理；鈴木委員)

- 「国立大学授業料について(要望)」を11月8日に、吉川会長、武藤第6常置委員会委員長及び滝沢事務局長が大蔵省、文部省に赴き、要望書を提出のうえ配慮方を要望した。その結果、当初年間36,000円と報ぜられた値上げ額は最終的に21,600円に圧縮された。
- 去る2月28日、本委員会を開催し、主として次の事項について審議した。
 - ①文部省の近藤大学課長、早田研究機関課長から、平成8年度国立学校特別会計予算、科研費について説明が、また、桜井学生課長から、授業料改定について説明があったのち、質疑応答を行った。

- ②国立大学の学費の問題について小委員会を設置して検討していくことが本委員会です承され、常務理事会にこの旨要請することとした。

- ③「国の予算に関する常識事項とQ & A」(鹿屋体育大学が同大学の教官向けに作成)の取扱いについて協議した結果、各大学で事情が異なるので、パイロット・スタディの形で、委員の中の大学で意見をまとめ、それらを参考に委員会で検討することとした。

- ④国立学校財務センター前川所長から、同センターが主催し開催される「高等教育計画・財政研究会」の紹介と国大協関係者の参加募集の案内があった。

- ⑤雨宮専門委員の文部省転出に伴う後任の専門委員として、長谷川正明東京大学事務局長を選任した。

(7) 第7常置委員会(西澤委員長の代理；丹保委員)

去る1月23日、発足後初めての本委員会を開催した。

- 文部省生涯学習局から、生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会の「社会教育主事、学芸員及び司書等の養成及び研修の充実のあり方について」について意見の提出を求められたので、これについて検討のうえ意見を取りまとめ、会長からの会務報告にあったとおり、去る1月31日提出した。それが「資料7」である。審議会の計画部会は、生涯学習への対応の観点から、社会教育主事、学芸員及び司書等の講習科目について、「生涯学習概論」を新たに設けるとともに、学芸員及び司書については、博物館及び図書館の機能の高度化、

情報化の進展や学習ニーズに対応する観点から科目構成を見直し、養成内容の充実について提案しているが、国大協として、これに基本的に賛成したうえで養成内容の改善及び研修制度の充実等さらに検討が必要と思われる事項を挙げて意見書を作成した。

- 本委員会として取り組むべき課題について協議し、特に、リサーチ・アシスタント制度、ティーチング・アシスタント制度のあり方、科研費など研究費のあり方等についてフー・トーキングした。

以上の説明について、金森第1常置委員会委員長から、最近、文部省以外の省庁を含めているいろいろな費目の研究援助がなされているが、第7常置委員会でその全体をとらえ直し検討してほしい旨要請があった。

(8) 医学教育に関する特別委員会（石川委員長）

去る2月6日に本委員会を開催し、主として次の事項について審議した。

- 平成7年5月、国立大学医学部・医科大学・歯学部の各施設長宛行ったアンケート調査「医学部・歯学部・附属病院の課題とその改善について」（予備調査）の調査結果について引続き検討し、これを最終的に取りまとめた。それが「資料8」である。問題解決への参考に資すべくこれを各関係大学に送付することとしたい。
- 文部省木曾医学教育課長から、当面の医学教育を巡る動きについて、①21世紀におけるわが国の医学・医療の教育・研究・診療の進展を図るうえで必要な諸方策について検討し提言することを目的に「21世紀医学・医療懇談会」を設置し、昨年11月にその第1回の会

議を開催した。懇談会では、今後、教育部会、研究部会、病院部会を設けて検討をすすめることにしている。②卒後臨床研修の義務化の問題については、歯学部に関しては、文部省と厚生省間で考え方に大きな違いはなく、歯科医師法改正法案が近く提出されることになっているが、一方、医学部については、両者の考えは異なり、話し合いは行き詰まっている。文部省としては、厚生省が将来にわたって卒後臨床研修の制度や条件を定める際に大学関係者の意見を十分反映するシステムにすることが保証されないまま制度改正にすすむことには反対の姿勢である旨説明があった。

(9) 教員養成制度特別委員会（蓮見委員長）

前回総会以降本委員会は開催していないが、昨年12月、国立大学附属学校及び各都道府県教育委員会を対象に「国立大学附属学校の意義と役割に関する調査」を行い、その関連で小委員会を2回開催した。

調査は、附属学校（261校）の現状について基礎的事項の調査、及び意見調査として、校長、副校長、教員（無作為抽出により1,500人）、並びに教育委員会にお願いしたが、その結果、各位のご協力により9割を上回る回答の回収ができた。現在小委員会各委員が分担しこれの集計整理をすすめているところである。また、これと並行して、附属学校の実地調査をすすめており、これまでに、奈良女子大学、奈良教育大学、東京学芸大学を、本日、宮城教育大学、福島大学の調査を行っている。

(10) 大学院問題特別委員会（武藤委員長の代理；石川委員）

昨年11月総会に「国立大学大学院に関するア

ンケート調査」の集計結果の「中間報告」を提出したのち、引き続き、「最終報告書」の取りまとめをすすめている。その一環として、平成7年12月11日、本委員会の委員及び専門委員10名により「国立大学大学院の過去・現在・未来について」をテーマに、国立大学大学院の意義と貢献度、現状と問題点、今後のあるべき姿・役割等について座談会を開催した。報告書(A4判、約230ページ)は、3月末に印刷に入る見込みであり、出来上り次第各大学に送付することとしたい。

4. 大学入試センターからの報告

大学入試センターの高橋所長から、大学入試センター試験等に関し次のような報告があった。

平成8年度大学入試センター試験は、過去最高の57万4千人を越える志願者があり、全国公立大学及び122の私立大学の協力を得て、去る1月13日(土)及び14日(日)の両日実施された。幸い、降雪等による交通機関の混乱もなく無事終了することができた。試験の実施結果については、2月1日に公表したとおりであるが、各科目の平均点は、概ね従来目標としている線(60点程度)に沿った結果となり、「社会」と「理科」の科目間に問題の難易度に起因する著しい得点差(30点以上)はなかったため、今回も科目間の得点調整を行う必要がなかった。また、出題内容については、全般的に適切であったとの評価を得たものと思う。

なお、私は、本年3月末日任期満了により大学入試センター所長を辞することになっており、後任の所長には、前北海道大学長の廣重力氏が内定している。ご報告を兼ね離任のご挨拶を申し上げます。

II 協 議

1. 平成8年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

会長から、平成8年度国立大学協会歳入歳出予算(案)についてお諮りしたい、と述べられた。

ついで、事務局長から、「資料10」に基づいて説明があり、原案どおり承認され、これを6月総会に付議し追認を得ることとした。

2. 特別委員会の設置について

会長から、特別委員会の設置について次のように諮られた。

昨年11月開催の第97回総会において、「国立大学協会の組織運営の見直し案」について審議した結果承認され、特別委員会については、○現在ある特別委員会は継続中の審議事項がある場合を除き原則として廃止し、新たに特別委員会を設置する場合は、課題を定め、期間を限る(2年以内)、○大学院問題特別委員会は、大学院に関する調査報告書を作成するまで存続し、その完了をまって廃止する、○医学教育に関する特別委員会並びに教員養成制度特別委員会の2つの委員会については、今後も特別委員会の形で課題の検討が必要ということで、新しい特別委員会として再発足することが了承された。

これに基づき、昨年12月15日開催の常務理事会において、2つの新しい委員会の構成等について審議のうえ「資料11」のとおり案を作成したので、これを提案したい。

これについて審議が行われた結果、特に異議なくこれが承認された。

特別委員会の名称、審議課題、設置期間、委員構成は次頁のとおり。

名 称 医学教育特別委員会
 審議課題 卒後医学教育の在り方について（大学院を含む）
 設置期間 平成8年4月1日から平成10年3月31日まで（2年間）
 委 員 坪井 昭三（山形大学長）
 石川 英一（群馬大学長）
 丸山 工作（千葉大学長）
 鈴木 章夫（東京医科歯科大学長）
 武藤 輝一（新潟大学長）
 佐々木 博（富山医科薬科大学長）
 神野 博（福井大学長）
 岡田 慶夫（滋賀医科大学長）
 武田 克之（徳島大学長）
 杉岡 洋一（九州大学長）
 山口 雅也（佐賀医科大学長）
 森野 能昌（熊本大学長）

名 称 教員養成特別委員会
 審議課題 教員養成大学・学部の在り方について（附属学校を含む）
 設置期間 平成8年4月1日から平成10年3月31日まで（2年間）
 委 員 吉原 泰助（福島大学長）
 堀川 清司（埼玉大学長）
 蓮見 音彦（東京学芸大学長）
 木村 孟（東京工業大学長）
 武村 泰男（三重大学長）
 慶伊 富長（北陸先端科学技術大学院大学長）
 加茂 直樹（京都教育大学長）
 木下 繁彌（大阪教育大学長）
 原田 康夫（広島大学長）
 野地 潤家（鳴門教育大学長）
 野村 新（大分大学長）

3. 国立大学の教職員以外の者の委員会等への出席について

会長から次のように説明があった。

現行会則では、国立大学の教職員及び元教員以外の者は、本協会委員会の委員、専門委員等になることはできないことになっている。さきほど、第2常置委員会に小委員会（「入試将来ビジョン検討小委員会」）を設置することが常務理事会で承認された旨報告したが、同小委員会に大学入試センターの教官を委員としてでなく有識者としてお招きすることとしているのは、この制限規定があることによる便宜的措置として講じたものである。このことに関し、加藤第2常置委員会委員長から、小委員会にかぎり、国立大学の教職員以外の専門家等を委員の資格で審議に参加していただく途を開いてほしい旨申出があったので、これの取扱いについてご協議いただきたい。

以上の説明について協議が行われた。

その結果、常務理事会在特に必要と認めた者について、小委員会にかぎり国立大学の教職員以外の者を委員とすることができるよう会則を改めることとし、この旨会則の一部改正案を来る6月開催の総会に付議することとした。

4. 国立大学協会旅費規程の一部改正並びに国立大学協会旅費特例内規の制定について

会長から、国立大学協会旅費規定の一部改正並びに国立大学協会旅費特例内規の制定についてお諮りする旨述べられ、ついで事務局長から、「資料13」にもとづいて、趣旨及び改正・制定事項について説明があったのち、審議が行われた。

その結果、特に異議なく、これを承認した。

5. 第9次定員削減への対応について

初めに、会長から次のように述べられた。

第8次までの定削で、国立大学の職員、特に研究教育支援職員は大きく減り、各大学とも深刻な影響を受けているが、第8次に引続き第9次の定削は避けられそうにない。国大協として効果的な要望を行う必要がある、第4常置委員会に要望書の取りまとめをお願いしたいが、ついでには第9次定削への対応方についてご意見を伺いたい。

ついで意見交換が行われ、主として次のような意見があった。

- 要望書は、文部省、総務庁のほか、科学技術会議、日本学術会議、経団連等にも提出し、理解と支援をお願いするようにしたい。
- 昨年11月に「科学技術基本法」が制定され、わが国の科学技術の振興の基本政策が検討されている今、大学の支援職員の減少とその影響を具体的で分かり易いデータで示し、パンチの効いた要望書をつくるべきである。また、「科学技術基本法」を足がかりにして、これまでのような各省庁横並びの定削を打破する方向を目指すべきである。
- 定削がどれほどのダメージを大学に与えてきたか、マクロなデータとともに、個別大学の例や、現場の実感が分かる資料も必要と思う。また、すぐれた技能をもった支援職員が大学からいなくなれば、技能の次世代への継承が断絶し、ひいてはわが国の発展にとって大きな損失となるということも合わせて訴えたい。
- 昨年12月、8大学工学部長会議懇談会が「教育研究支援体制の構築についての検討報告書」をまとめたので、要望書を取りまとめる

際にこれを参考にしていただきたい。

- 定削の要望は、それはそれで早急にまとめる必要があるが、別途に、むしろ積極的に国立大学として研究支援職員がこれだけは必要だという具体的数字を算出することも必要ではないか。その検討を関係委員会をお願いしたい。

概ね以上のような意見交換ののち、会長から次のように述べられた。

第9次定員削減についての要望書を早急に作成することとし、本日いただいたご意見をも参考に要望書の原案の作成を第4常置委員会をお願いしたい。また、やや長期的な問題として、研究支援体制の問題について第7常置委員会で検討していただければ幸いである。

6. その他

- (1) わが国の将来の高等教育の規模について(大学審議会「高等教育将来構想専門委員会」の審議に関連して)

初めに会長から次のように述べられた。

大学審議会高等教育将来構想専門委員会では、わが国の高等教育の規模を将来どうするかという問題を審議しており、当面は、主として臨時定員の問題について議論している。

18歳人口は平成4年(1992年)度をピークに、その後漸減し平成20年台にはピーク時の半分程度になる。現在大学進学率は短大を含めると約40%であり、引続き緩い上昇傾向にあるが、いずれにしても遠からず受験生の絶対数が減ってくる時期がくる。一方、大学側の受入れのキャパシティについてみると、文部省は、学部学生については原則抑制の方針をとっているが、特定の目的に適った、たとえば、福祉、環境、情

報、先端科学技術などの分野については新しく学部、学科等の設置を認めており、その結果、現在、年間8千人程度ずつ入学定員が増加している。厳密ではないがシュミレーションしてみると、進学率がある程度高まるものと見込んだとしても、やがて大学全体の収容数が進学希望者数を上回り、中には入学定員に欠員を生じる大学が出てくることも考えられる。仮に臨時定員を解消するとすると、欠員を生じる時期が多少先に延びることにはなっても、遠からずその時期がくる、というのが今の見通しである。そこで、これにどう対応するかが大きな問題である。欠員を出さないようにするには、一方の極の考え方は、文部省が18歳人口の減少に応じて国立、私立を問わず個別大学の入学定員を減らす措置をとることである。そうすれば、質的にもほぼ今のような形を保てるが、これは、私立大学は経営上の問題から、また国立大学も教官の減に繋がる話であるので、極めて困難であろう。もう一方の極端なケースとしては、定員を一切規制することなく完全自由競争に任せることである。今後専門委員会で検討を続けるが、方向としては、ある程度の競争は避けられなくなるのではないかと思う。各大学はそれぞれ特徴をもって受験生に魅力のある大学づくりを目指して大学間で競争し、その大学としての個性をもつことが必要である。そのためには、大学はカリキュラムの面だけではなく、たとえば、学部構成の特長ということが問題になってくる。それは、大学の判断だけではできないところまで踏み込むことになり、大学の裁量権の拡大ということに話が繋がってくる。

一方、大学審議会以外でも、大学の裁量権、学長のリーダーシップが教授会自治、大学経営と絡んで議論になっており、また最近では、規

制緩和ということが政治的にも問題になっている。いずれもデリケートな議論がまわりで起きていることも踏まえ、この問題に国大協としてどう対応していくべきかご意見を伺いたい。

以上のように述べられたのち、意見交換が行われた。その主な意見は次のようである。

- ある程度の自由競争は必要と思うが、全体として質を維持するため高等教育への公的援助が必要。
- 大学は多様化すべき。そのための競争がすすめばよい。
- 私立大学への補助金は、たとえばマスプロ教育の改善、研究費の充実など質の向上を促す政策に重点をおくべき。
- 大学への予算配分にあたり教育評価についても考慮する。
- 定員で無理に調節していく方向は好ましくない。
- 国立大学医学部については、教官及びコ・メディカルの定員増が必要。
- 国立大学が自治体から直接財政支援を受けられるよう地財法を改正する。
- 国立大学が自治体から財政援助を受けることには問題がある。国立大学の財政は国が責任をもつべきである。
- 大学事務を簡素化・合理化（会計法の見直し）し人材を研究支援に振り向ける。
- 少子化に伴い入学者の学力低下を懸念。国公立大学共通に出口評価（国家試験）が必要か。
- 少子化で入学しやすくなった場合の質の維持。安易に試験科目数を減らさないこと。
- 学生定員は自由化の方向がよい。国立大学は画一型から重層構造に変っていく必要。
- 多様な学生に対し多様な大学が必要にな

る。大学は組織的にも教育の手法においても多様な教育スタッフや教官をつくる。それを自由競争によって。

- 基本的にはIQが高い者がアカデミック・タレントを有する。今の偏差値偏重の入試から早く脱脚すべき。
- 入学者選抜を学力中心主義から幾つかの異なる尺度をコンバインした評価に改めていく

方向がのぞましい。

最後に会長から次のように述べられた。

18歳人口が減る中で、国立私立を問わず、どういうポリシーをもって大学づくりをしていくかが問われていると思う。引続き来る総会でもこの問題について議論することにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日 時 平成8年4月19日(金) 13:30~14:50

場 所 学士会分館(本郷)8号室

出席者 加藤委員長

山田, 江崎, 橋本, 丸山(工), 蓮見, 太田, 小川, 深谷, 吉田, 丸山(和), 井上, 北川, 山口, 高木, 二神各委員

山極, 小嶋, 荒井各専門委員

(文部省)大槻大学入試室長, 中野企画係長, 児島調査指導係長

(大学入試センター)廣重所長, 平川副所長, 石井事業部長

(説明者)木村東京大学入試課長

加藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、学長交代に伴い新たに委員に就任された二神光次宮崎大学長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 報告事項

(1) 文部省からの報告

大槻大学入試室長から、行政情報公開に関する動向等について次のように説明があった。

現在、政府の「行政改革委員会」の「行政情報部会」では行政情報公開について検討されている。今月中に「情報公開法要綱案」(中間報告)がまとまり、10月に最終報告が委員会に提出される予定である。そして、12月に委員会から総理に答申が行われ、それにもとづき行政情報公開法の制定がなされるものと思う。この行政情

報公開ということについて、入試関係では、国立大学においても①受験者本人の成績等の個人情報、②入試委員の氏名、合否判定基準等、入試自体に関する情報、が公開の対象になるのかどうか問題になるが、部会の議論は、特定の個人が識別され得る情報については、開示しないという方向であり、入試についても、成績等の個人情報、入試自体に関する情報も含めて非開示として取扱う方向で議論が行われている。

なお、関連して、個人情報の保護という観点から、入試の合格発表のあり方とか、報道機関等への入試に関する資料提供の仕方などについて別途検討する必要があるように思う。

以上のような説明があったほか、「大学入試の改善に関する資料」(『大学と学生』(平成8年2月号)からの抜粋)の紹介があった。

(2) 大学入試センターからの報告

大学入試センターの廣重所長から、初めに所長就任の挨拶があったのち、大学入試センター試験に関する次の事項について報告があった。

- 平成8年度大学入試センター試験は、過去最高の57万4千人を越える志願者があり、すべての国公立大学及び122校の私立大学の協力をいただいて、去る1月13日(土)及び14日(日)の両日実施され、無事終了することができた。
- 平成9年度から新たに大学入試センター試験を利用する大学は、公立大学が1校、私立大学が31大学64学部であり、すでに一部の学部で利用している私立大学のうち、他の学部でも新たに利用するのが、13校22学部である。また、事情があって、利用を取り止める私立大学が1大学1学部ある。この結果、平成9年度は、国立大学95大学、公立大学53大学、私立大学152大学(317学部)の計300大学が大学入試センター試験を利用することになった。
- 平成10年度大学入試センター試験の実施期日を平成10年1月17日(土)、18日(日)の両日を予定したいので、ご了承いただきたい。ついで、石井事業部長から、配付資料にもとづき次の事項について説明があった。
- 平成8年度大学入試センター試験実施結果の概要
- 平成9年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項(案)
- 平成9年度大学入試センター試験「受験案内」の主な改正点
- 大学入試センター試験を新たに利用する私立大学等について(概要)
- 平成9年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会

(第1回)開催日程

- 国立大学入学者選抜研究連絡協議会第17回大会開催要項

2. 国立大学協会第2常置委員会小委員会の設置について

委員長から次のように経過説明等があった。

昨年11月総会において国大協の機構改革が行われ、特別委員会は原則として廃止することになったことに伴い入試改善特別委員会も廃止されることになったが、その際、入試の将来ビジョンについて第2常置委員会に小委員会を設けて検討すべきであろうということになった。その後、去る3月7日開催の常務理事会で「入試将来ビジョン検討小委員会」として小委員会の設置が承認され、併せて委員が選任された。

小委員会の委員は、別紙名簿のとおりであり、旧入試改善特別委員会から市川、松井各委員、本委員会から委員長、及び山極、小嶋、荒井各専門委員が参加するほか、新たに矢野東京工業大学教授を加えた構成となっている。また、この小委員会の設置期間は平成8年4月1日から平成10年3月31日までの2年間である。

本委員会終了後、第1回的小委員会を開催するが、当面は、○新高校学習指導要領にもとづく新しい学力観(知識の記憶を中核とする教育ではなく、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを学力の基本とする)を基本とする大学入試とは何かという問題と、○諸外国における大学入試の現状、について考察・検討を行うこととしたい。ついで、新しい学力観についても、また諸外国の入試制度についても精力的に研究され入試に関し多くの研究成果が蓄積されている大学入試センターの研究開発部の教官の協力が必要と考えるので、同研究開発部の岩

坪部長及び清水教授に小委員会に継続して出席していただくこととした。但し国大協の規定では、小委員会の委員は①本協会の委員会の委員及び専門委員、②国立大学の教職員及び元教員、とされており、二人のうち一人がこれに該当しないため、当面兩人を有識者の形でおいでいただくことにせざるを得ないが、国立大学教官等以外の方であっても小委員会にかぎり必要に応じて委員若しくは臨時委員に委嘱することができるのが望ましいので、規定改正の検討をしていただくことを常務理事会をお願いした。

なお、小委員会の委員長は、通例常置委員会の委員長が兼任することになっているということであり、この小委員会の委員長についてもこれを踏襲し本委員会の委員長が兼任することとしたいので、ご了承いただきたい。(了承)

3. 国立大学の平成10年度入学者選抜の基本方針について

委員長から次のように諮られた。

平成10年度入学者選抜の基本方針についてお諮りするが、国立大学の入学者選抜が平成9年度から「分離分割方式」に統一後まだ実施をみていないこともあり、平成9年度に準じて行うことにしては如何か。なお、「平成10年度実施日程表(素案)」を平成9年度をもとに作成したので、ご参考に供する。

この委員長からの提案について特に異議なく、この旨を来る6月7日開催の理事会に諮ったうえ同月18日、19日開催の総会に提案することとした。

4. 平成9年度国立大学入学者選抜における留意事項について

初めに、委員長から次のように述べられた。

各大学の学生募集要項等の作成の参考に資するため作成している「入学者選抜における留意事項」の平成9年度版の原案を用意したので、事務局から説明を聞いたうえで審議いただきたい。

ついで、事務局の野島次長から、「平成9年度国立大学入学者選抜における留意事項」(案)について、平成8年度との変更点(○「分離分割方式」統一に伴う表記の整理、○前期のみ又は後期のみの試験を実施する場合、及び専門高校(総合学科)卒業生選抜についての追記、○前期日程試験の入学手続期限の繰り下げ、及びこれに伴う入試センター・大学の入試処理業務日程の変更、○高校学習指導要領改訂に伴う旧教育課程履修者に対する経過措置、等)を中心に配付資料をもとに説明があったのち、審議が行われた。

その結果、受験制限する場合の科目の例示に関する記述について一部字句修正することとし、原案が了承された。

なお、「留意事項」は、公立大学にも関係があるので、同原案について公大協の了承を得たうえで各大学に送付することとした。

5. 平成9年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて(「後期日程」の第1段階選抜の結果発表について)

委員長から、東京大学からの協議の件については、同大学の木村入試課長から説明いただくことにしたい旨述べられ、ついで同課長から、協議事項及び協議理由について次のように説明があった。

東京大学では、前期・後期両日程の試験に併願した者が前期日程試験に合格した場合(例年前期の第2次試験合格者の60%強が後期を併願

している),その者が入学手続を完了したか否かに拘わらず,後期日程試験の受験資格を失うこととしており,その者を除外して後期日程試験の第1段階選抜を行いたいので,その結果発表日を,前期日程試験の第2次学力試験合格者発表日(平成9年3月10日(月))とすることについて協議するものである。

以上の説明があったのち協議が行われた。その結果,他大学に影響を及ぼすこともなく支障はないと判断されるので,過去の実績内容を踏まえてこの協議を了承した。

6. その他

(1) 教員委員の補充について

委員長から次のように諮られ,了承された。

松浦委員には,本年3月末をもって,岡山大学教授を停年退官され,現在,後任委員候補を選考中なので,いずれ然るべき候補が得られたならば,各委員にお諮りし,そのうえで理事会

に付議することとしたい。

(2) 「入試将来ビジョン検討小委員会」における検討事項について

委員長から,新しく設置された小委員会では,当面,大学入試センター試験の問題等が討議の対象となり得ると思うが,他に取り上げるべき問題等があれば伺いたい旨述べられたのち,主として次の点について意見交換が行われた。

- 高校教育の多様化と大学入試との関係。
- 大学入試における1A科目の扱い。
- 選抜方法と卒後社会への貢献等を追跡調査により検証。
- 18歳人口が減少し多様な資質の学生を受け入れ教育する時代の中での大学入試のあり方。
- 10月入学,飛級など将来を睨んだ入試対応。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3 常置委員会

日時 平成8年2月9日(金) 13:30~14:50

場所 国立大学協会会議室

出席者 佐々木委員長

丹保,新野,吉田,久々宮,安永,加藤,鈴木,永井,川島,平野,池田,高橋,小坂,村田,細川各委員
豊岡,小川各専門委員

佐々木委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち,委員長から新たに委員及び専門委員に就任された次の方々について紹介があった。

吉田 政幸 図書館情報大学長

平野 眞一 名古屋大学教授

村田 晃 佐賀大学教授

安永 均 電気通信大学教授

小川 浩平 東京工業大学教授

〔議事〕

1. 第7常置委員会委員の推薦について

委員長から,次のとおり説明があり了承された。

会長から,標記委員の推薦方について依頼があったので,第7常置委員会の分担事項も考慮

し、ご本人の了承を得て次の方を推薦したので
ご了承いただきたい。

丹保 憲仁 北海道大学長
永井 衛 静岡大学長
小坂二度見 岡山大学長

2. 報告事項

委員長から次のとおり報告があった。

11月の総会でご報告した「留学成果の向上と
受入れ拡大のために一外国人留学生の学生生活
等のアンケートからの報告」については、小職
が11月17日文部省留学生課長、学生課長等関係
課長に面談提出し理解を求め、施策の参考にさ
れるよう要望した。今後さらに要望を繰り返
していくことが必要と思う。

3. 委員長の互選について

委員長から、私の学長任期（豊橋技術科学大
学長）が3月末をもって満了し、委員長を退任
することになるので、後任の委員長の互選をお
願いしたい。なお委員長は文部省主催の就職問
題懇談会等にも出席することになるので、その
点お含みおき願いたい旨述べ、協議の結果、久々
官委員（東京商船大学長）が委員長に選任され
た。

4. 「教養教育」等の問題について

委員長から、本委員会の分担事項として、「教
養教育」、「専門学部教育」が加わったが、教養
部の改編と学生生活支援の関係等の変化につい
てお聞きしたい旨述べ、各委員から、次のよう
な説明があった。

○ 従来教養部が行っていた学生相談室等の組
織を役割分担に苦慮しながら全学の組織体制
に移行しつつあるのが現状である。

- 新入生を扱ったことのない専門学部の教官
が新入生をどのように扱うか難しい。
- 学生へのガイダンスを含め、事務の負担が
増加している。
- 教養部の改組を機に決定的に違う大学にす
るつもりで考えている。4年一貫教育にする
が従来の教養教育をそのまま考えるのではな
く、大学院重点化により、専門教育はできる
だけ大学院に持っていくこと、どこまで学部
で専門教育を行うのか内部で議論調整をして
いるが、実現までには5年位かかると思う。
- 教養部は廃止されたが、教官が学部4年一
貫教育を理解するまで時間がかかると思う。
- 大学院と学部を繋げて考えることもあり、
両者を通じて議論することが必要である。
- 各大学事情が異なるので、それぞれ問題点
を持ち寄り検討することが必要である。
- 教養部を改編し、4年一貫教育にして、教
官を4学部に分けたが全員がその学部にな
びったり合うとは限らないのでぎくしゃくし
た部分もある。また教養部を廃止したあとの
教養教育を全学で行うとはいうものの各学部
に分属すれば分属した学部の教育が中心にな
ってしまう危険を常に孕んでおり、それを防
止する原則を作成中である。

たとえば、農学部で分属された法学の教官
を募集しようとする場合、応募者が得にくい
などのことがある。

以上のうち、委員長から、次回委員会には各
大学が抱えている具体的事例を出していただ
き、大学院問題を所管する第7常置委員会の議
論も参考にしつつ検討していきたい旨述べ、了
承された。

5. 就職問題について

委員長から、昨年10月20日に学生部長の集まりである就職問題連絡協議会が開かれ、就職協定をめぐる動きについて次のような話があった旨説明があった。

- 平成7年2月8日の就職問題懇談会では兵庫県南部地震による就職内定取り消し等への対応状況について報告があった。
- 7年3月16日の就職協定協議会特別委員会では、企業側から、国家公務員採用試験Ⅰ種試験の第1次試験の日程を早めないよう要望があった。
- 7年4月20日の就職協定協議会特別委員会では、「就職協定に則っての4月～6月の確認事項」、「日経連タイムスの号外発行」、「協定順守のポスターの作成」、「4月～6月のOB、OG等への電話攻勢や訪問の抑制」のための方策が審議された。
- 平成7年度の第1回「就職ガイダンス」が早稲田大学で開催された。
- 就職協定については、6月一杯は学事日程が狂わされないようにしたいというのが、大学側の考えである。好況の時は企業側が、不況の時は学生側があせり、一部分に協定から外れる動きもあるが、協定が一応の歯止めになっていると思う。主として就職氷河期といわれる学生の就職難をどのように解決していくかが色々の場で審議された。

6. 留学生の学生生活等について

各委員から、次のような意見説明があった。

- 自分の大学では、15年前から週2回主に教授の奥さんが留学生の家族に対して日本語を教えている。また毎月1回ライオンズクラブ

やデパートからの寄贈品や家庭の品を持ち寄りバザーを開き、留学生に低価格で提供しており、また留学生を集めてのパーティも年2回開催して喜ばれている。実働の協力者は40人位であるが、若い人の協力がほしい。国として留学生の家族に対するサービスは全くないが、それ無しには留学生の定着はあり得ない。

- 留学生の厚生施設は貧弱である。また大学の貧弱な体育施設をどう考えるか本委員会で議論して貰いたい。
- 全国保健管理施設協議会で、保健管理センターが各大学に設置され始めてから28年経過し、センターの活性化について各施設から案を持ち寄り検討している。そのまとめが作成されたら、本委員会に提出するのでご検討をお願いしたい。
- 中国、アジア地域から来る経済的に貧しい私費留学生から国費留学生に支給される奨学金への要望が強い。国費留学生の人数をもっと増加してほしい。同時に国費留学生の奨学金は一人当たりの金額も20万円近く、日本人の大学院学生への貸与制の奨学金の倍近く、アルバイトをしながら学ぶ日本人大学院生からも不満が出ている。国費留学生について、一人当たりの支給金額を減らし人数増加を図ることも考えられる。

どこの国でもその国の学生の生活水準を維持する程度の奨学金を支給していると思う。

- 宿舎についても同じであり、設備が良い留学生宿舎を設置するより、留学生を特別扱いたない混住寮の方が好ましい。

最後に委員長から退任の挨拶があり、本日の議事を終了した。

第5 常置委員会

日 時 平成8年4月25日(木) 14:00~16:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 江崎委員長

久保, 中嶋, 水岡, 佐々木, 金城, 加藤, 岡田, 川島, 三木, 西村, 吉田,
砂川各委員

(文部省) 木谷留学生課長, 田浦留学生課留学生交流政策室長, 高田国際企
画課企画調整係長

江崎委員長の主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 前回(H.7.10.20)
以降, 学長交代に伴い新たに委員に就任した久
保嘉治帯広畜産大学長及び澄川喜一東京芸術大
学長(本日欠席)の紹介があった。

[議 事]

1. UMAP 及び JUSSEP 小委員会の設置の報 告

委員長から配付資料に基づき, 次の通り説明
があった。

平成7年11月総会で国大協の組織見直しが審
議され, 常置委員会及び特別委員会等の改編が
承認された。小委員会に関しては, 現に設置さ
れている小委員会の継続設置が適用されること
となり, この決定を受け, 平成7年12月15日開
催の常務理事会で両小委員会設置が審議された
結果, UMAP 及び JUSSEP 小委員会の再設置
が承認された。また, JUSSEP 小委員会につい
ては3月4日開催の小委員会で課題変更の要請
が出て, 去る3月7日開催の常務理事会に諮り,
「日米学部学生の受入れ増について」から「短期
交換留学の促進について」と課題を変更するこ
とが承認された。

両小委員会の検討課題, 設置期間, 委員は以
下の通りである。

[UMAP 小委員会]

課 題: アジア太平洋地域の大学間の学
生・教育者・研究者の交流の促進

設置期間: 2年間(H.7.12.15~H.9.12.14)

委員長 江崎玲於奈(筑波大学長)

委 員 原田 康夫(広島大学長)

〃 中村 光男(千葉大学教授)

〃 成田 篤彦(東京大学教授)

〃 水岡不二雄(一橋大学教授)

〃 川島 慶雄(大阪大学教授)

〃 西村 重雄(九州大学教授)

[JUSSEP 小委員会]

課 題: 短期交換留学の促進について

設置期間: 2年間(H.7.12.15~H.9.12.14)

委員長 江崎玲於奈(筑波大学長)

委 員 阿部 純二(東北大学教授)

〃 細野 昭雄(筑波大学副学長)

〃 下村 由一(千葉大学教授)

〃 高田 康成(東京大学教授)

〃 石田 眞(名古屋大学教授)

〃 西口 光一(大阪大学助教授)

〃 原田 康夫(広島大学長)

〃 西村 重雄(九州大学教授)

2. UMAP 及び JUSSEP 小委員会委員の交代 について

委員長より配付資料に基づき, 委員の交代を
諮られた結果, 原案の提出が了承され, 来る5

月9日開催の常務理事会に付議することとなった。候補者は以下の通りである。

[UMAP 小委員会]

(新委員)

南塚信吾(千葉大学教授)

(旧委員)

中村光男(千葉大学教授)

[JUSSEP小委員会]

(新委員)

木村力雄(東北大学教授)

(旧委員)

阿部純二(東北大学教授)

南塚信吾(千葉大学教授)

下村由一(千葉大学教授)

木畑洋一(東京大学教授)

高田康成(東京大学教授)

3. 「日米短期交換留学シンポジウムの開催」 について

西村委員より、配付資料「日米短期交換留学シンポジウムの開催に係る協力について(依頼)」に基づき次のように述べられた後、シンポジウムの日程、内容、案内者等の説明があった。

JUSSEP 小委員会では昨年から今年1月まで計3回にわたり AAC&U (米国大学協会) のメンバーと短期留学制度に関し、カリキュラム、単位互換等履修上の諸問題を議論し、円滑な運用を日米双方の関係者で協議を重ねてきた。当シンポジウムは、AAC&U メンバーの来日の機会に、更に相互に理解を深めると同時に、その成果を国立大学で短期留学プログラムを開始した大学、また開始予定の大学の関係者が集まり、日米の関係者の率直な意見交換を通して、その知識と知恵を共有するのが目的である。

ついては、シンポジウム開催に際し、(1)国立大学協会「協力」の名義使用、(2)JUSSEP 小委員会委員の会合等参加に要する旅費負担、(3) AAC&U と JUSSEP 小委員会委員等との懇親会の経費負担、の支援を賜りたくお願いする。

これについて協議の結果、第5常置委員会としては九州大学長の要請を了承し、来る5月9

日開催の常務理事会に付議し、承認を得ることとなった。

なお、シンポジウムの開催日程は次の通り。

開催期日：平成8年5月14日(火)～15日(水)

開催場所：福岡リーセントホテル

参加者：米国側9名(AAC&U 関係者)

日本側約60名

4. 第5回 UMAP 会議に向けての報告と協議

委員長より次のように諮られ、協議の結果、次の3名の派遣が了承された。

国大協で第5回UMAP会議に3名分の予算措置をしていただいた。UMAP 小委員会で協議の結果、次の3名を派遣したらどうかと考える。

井村 裕夫(国大協副会長, 京都大学長)

川島 慶雄(第5常置委員, 大阪大学教授)

水岡不二雄(第5常置委員, 一橋大学教授)

続いて、水岡委員より配付資料「アジア太平洋大学交流」「第5回 UMAP 会議プログラム(一次案)」「第5回 UMAP 会議招待者案」に基づき、UMAP 概要、会議プログラム、招待者の説明の他、「UMAP の見通し案と戦略計画」に基づき概ね次のような報告があった。

来る8月20日～23日にわたり、ニュージーランドで第5回 UMAP 会議が開催されるが、本日は UMAP 小委員会の議論を踏まえ、会議で審議予定の事項等を説明し、それについての第5常置委員会のご意見をお伺いしたい。

初めに配付資料「UMAP の見通し案と戦略計画」は昨年8月にニュージーランドのリンカーン大学で開催された UMAP ワーキング・パーティー会合の議論を踏まえ、NZVCC(ニュージーランド大学長協会)が今回の会議に向け、問題の提起と解決策をマクロ的に戦略計画とし

てまとめたものである。

現在、UMAP は、(1)アジア太平洋地域における大学の学生・教職員の増大する交流の促進(現在は JUSSEP と同様、短期学生交流の促進を主たるテーマとしている)、(2) UMAP 加盟の国と機関が2国間の交流に関係する問題(例えば単位授与、単位互換等)を解決するのを手助けする、(3)2大学間協定から多大学間協定へと推進する手段を用意すること、を主とした役割としている。

この(3)は JUSSEP 小委員会で AAC&U 側から類似の問題が提起されたことがある。それは、クリアリング・ハウスを設置し、多数の大学が加わるアンブレラ協定に基づき、学生は自分の希望する大学を自由に選択できるシステムを構築するという考えで、最近このような考えが力を得るようになってきて、第5回 UMAP 会議においても、その可能性が議論されることが予想される。

次に、これは大阪会議で議論され結論を得るに至らなかったが、留学した場合に授業を英語で実施するか、留学先国の言語の勉強を射程に含め現地語で教育するか、この使用言語も重要な議題になると考える。

更に、これまで UMAP では各国に小規模な国レベルでの事務局(日本では国大協がその役割を果たしている)を設置し、そのネットワークを通じ UMAP の目指す当地域の学生・教職員の交流の促進を図る形で進めてきた。しかし、UMAP も今までのフィロソフィーを議論する段階から、具体的な政策立案の必要な段階へと、その性格が変わってくると、従来のような形で UMAP 活動の推進を図ることが困難となるので、国際事務局の設置が期待されるに至った。第5回 UMAP 会議では事務局の設置形態(独

立の国際機関、特定の国の大きな機関・大学に附属等)、設置場所、事務局の運営経費、運営規則、事務局職員等が重要な議題となろう。

その他、大学間国際交流協定、奨学金制度、印刷物の出版やインターネットによる情報提供等が議論される予定である。

概ね以上のような説明の後、次のような意見交換があった。

- 今後、アジア太平洋地域の大学間交流は益々必要で、当地域の大学が政治の壁を越え平等に参画し大学間ネットワークを構築することは、日本にとっても大きな知的財産になる。そのためにも、全大学人に UMAP の存在を周知し、関心を持たせ、会議参加を積極的に呼び掛けるためには早急に第5回 UMAP 会議の一次案内を出すことが必要である。
- 既に NZVCC に、日本の各大学団体の長宛の案内状送付を依頼してある。早急に送るよう督促する。
- ニュージーランドからの一次案内が遅れる場合、各国立大学長及び各大学団体に対し、現在ある情報を伝える手段を講ずることも考えた方がよい。
- 使用言語の問題だが、JUSSEP 小委員会では日米合同の会議の協議を踏まえ、九州大学、筑波大学、東京大学では短期学部留学生に対し英語による講義を開始している。UMAP のコンセプトでは基本は現地語による教育であるが、これに加え英語講義が可能なら、その選択権を学生に与えてよいと考える。
- JUSSEP 小委員会では、米国側との協議の過程で、AAC&U よりクリアリング・ハウスを設置し、学生に留学情報を提供すると同時に、協定校以外の学生にも留学の機会を与え

て欲しいとの要請があった。しかし、日本国際教育協会の短期留学推進制度は大学間学生交流協定締結を前提とし、協定校の学生を奨学金支給対象としていて、多大学間協定の場合、その支給が困難となることが予想される。また、2大学間協定の場合、派遣学生は協定校の選抜に委ねることができるが、不特定多数の学生が対象となると、適切な選抜方法が無いので、この点も問題である。

- 短期留学推進制度は、2大学間協定のみでなく、例えば一つの枠組みを作って、相手側は代表者の連名の形で協定を締結する場合も支給対象としている。
- UMAP で議題となるのは、不特定多数の大学間の交流で、現在国大協は AVCC（全豪州大学長協会）及び NZVCC とアンブレラ協定を締結しているが、例えばこのような協定に基づき、日本の全国立大学と AVCC や NZVCC の加盟大学間で学生が自由に交流できる制度の構築が、その基本的な方向性と思う。このような提案があった場合、どう対応すべきか、ご審議いただきたい。また、AVCC より、例えば1年間の留学を、異文化体験として、“特定しない単位”として認定するよう制度運用の要望がある。現在国立大学はこのような単位認定を実施していないが、これを制度化して、短期留学の推進に役立てる方向が取れるか否か、ご意見を伺いたい。
- 国大協のアンブレラ協定は2大学間の交流を促進するための枠組み協定で、単位認定、単位互換等の詳細は更に2大学間で協定を結ぶことになっている。各大学の事情が異なるので、細部まで包括的に協定するのは疑問である。
- 国立大学の場合、文部省が大学教育を国家

政策としてクオリティ・コントロールし、全て一定水準に達している。例えばオーストラリアのように、政府がクオリティ・コントロールしている国々とのマルチラティラルな交流は、只今指摘の問題や適切な学生選抜方法の確立の問題を解決できれば不可能ではない。

- 短期留学推進制度は将来、現在の支給対象以外にも拡大する可能性があるか否か。
- 現在、大学間学生交流協定締結及び締結予定のものに限定しても、採用人数の何倍もの応募者がある。この協定に基づく学生短期交流を推進する意味で、当面はこれを優先的に考えざるを得ない。将来、不特定多数の大学とのマルチラティラルな協定が進展するならば、短期留学推進制度を見直す必要が出てくると思う。
- 将来、段階的にクオリティ・コントロールされている外国の大学とのマルチラティラルな協定が進む方向にある。その場合は短期留学推進制度もそれに対応できるよう改善を検討いただきたい。
- 21世紀留学生10万人受入れ計画は現在半分を達成したが、近年伸びが低下している。その原因として、学位授与や受入れ体制等の問題があり、解決すべきことが多々ある。また日本語能力検定試験はあるが、次の段階として例えば米国の TOFEL や GRE のような、広範に留学生を受入れるための、何等かの普遍的な基準の作成が必要と思う。
- 奨学金は原則として我々がコントロールできる日本人学生の派遣に際し支給すべきである。
- 日本人学生派遣の奨学金予算はつきにくい面があり、短期留学推進制度に限らず全体的

にみて受入れが大部分である。現在、派遣はアジア地域を優先的に措置している。米国等先進諸国の学生の奨学金については日本が用意する代わりに、日本人学生については日本の奨学金制度を使わず、先方の奨学金で派遣する形をもう少し開拓できないものか。

- UMAPのワーキング・パーティの際、タイ政府は双方向・同数交流を原則とした日本への短期留学派遣奨学金制度創設を検討中であるが、この場合、日本からの派遣がないとタイから日本への短期留学学生を派遣できないので、日本に派遣先国を特定した奨学金の措置の依頼があった。ご配慮をお願いしたい。

5. 「国立大学協会概要（英語版）」の作成について

委員長より、配付資料に基づき次のような説明があった。

去る3月7日開催の常務理事会で配付の通りの「国立大学協会概要」の発行が承認され、第5常置委員会に英語版作成の依頼があった。事務局で英語版の叩き台を作成したので協議いた

だきたい。

これについて協議の結果、種々の修正の指摘があり、本日の意見を踏まえ、8月の第5回UMAP会議に持参することを目途に、水岡・西村委員が原案を作成することとなった。

6. 学術交流について

委員長より次のように述べられた。

前回総会で国大協の組織見直しが審議され、第5常置委員会の所管事項も「大学間の協力」から「学術交流」に変更された。今後、この課題にどう取り組んでいくか自由討議をお願いしたいと考えていたが、本日は時間がないので、次回ご協議をお願いしたい。

7. その他

委員長より次のように述べられた。

岡市委員より、「香川大学国際交流シンポジウム」(H.7.11.28開催)の報告書の配付方の依頼があったので、本日配付した。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 平成8年2月28日(水) 13:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 武藤委員長

平林(代理:厚谷郁夫北見工業大学図書館長)、吉田、松井、堀川、鈴木、小黒、神野、木下、西塚、入野、杉岡、今村各委員

菊川、中林各専門委員

(文部省)近藤大学課長、桜井学生課長、早田研究機関課長、梶原国立学校特別会計調査官

(国立学校財務センター)前川所長

武藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、新たに委員に就任された吉田 豊弘前大学長、杉岡洋一九州大学

長及び平林委員の代理として出席した厚谷郁夫北見工業大学図書館長並びに本日出席の文部省の近藤大学課長、早田研究機関課長、梶原国立

学校特別会計調査官、オブザーバーとして出席の前川国立学校財務センター所長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 平成8年度国立学校特別会計予算について

委員長から平成8年度国立学校特別会計予算の内容について、近藤大学課長からご説明願いたい旨述べられ、同課長から別紙資料に基づき、次のような説明があった。

平成8年度も大変厳しい財政状況に置かれているが、適切な方法を考え予算編成を行った。国の会計予算は国債費を除き、一般歳出は約43兆円で2.4%増と低い伸びに留まっている。文部省関係では、一般会計は5,753.8億余円の伸びを示し、それに対して国立学校特別会計は2,640.5億余円で、伸び率は4.1%と必ずしも十分とは言えないが、文部省全体として高等教育関係について言えば、それ相応の予算が確保できたのではないかと思慮している。

ついで「平成8年度国立学校特別会計予算額総表（使途別内訳）」の説明ののち、「国立大学の整備充実のための平成8年度予算額主要事項」について、次の各項の説明が行われた。

1. 大学院の充実と改革

①知的創造プロジェクト推進経費(新規)、②高度化推進特別経費、③大学院最先端設備費

2. 教養教育の充実等大学改革の推進

①大学改革推進等経費、②基幹的教育研究経費の充実

3. 創造的な人材養成をめざす理工系教育の推進等

①創造的な理工系人材の育成等、②学部教育ハイテク設備費

4. マルチメディア時代に対応する大学教育の

推進

①マルチメディア・ユニバーシティ・パイロット事業推進経費(新規)、②衛星通信大学間ネットワーク構築事業経費(新規)

5. 研究支援体制の充実・強化—優れた若手研究者の養成・確保—

①リサーチ・アシスタント(RA)経費(新規)、②研究支援推進経費(新規)、③非常勤研究員経費

6. 卓越した研究拠点(COE)の形成

①中核的研究機関支援プログラム、②研究環境高度化支援プログラム、③中核的研究拠点形成プログラム

7. 学術情報基盤の整備充実

①学術情報ネットワーク構築等、②図書館高度化経費等

8. 研究設備費の充実

9. 大型基礎研究の重点的推進

10. 国立学校施設の高度化・多様化の推進

①文教施設費、②特別施設整備事業

○国公立を通ずるものとして

1. 科学研究費補助金
2. 日本学術振興会事業
3. 育英奨学事業

以上のほか、学部・学科の改組、再編成、整備充実、学生入学定員等の機構、定員(教職員を含む)の予算経緯について説明があった。

引き続き早田研究機関課長から、学術国際局関係の平成8年度予算案の概要について、次のような説明があった。

科学研究費については、関係者の協力もあって1千億円を超えることができたが、更に今後も精一ぱい努力したい。概要について補足説明すると、日本学術振興会事業の充実強化もあって、若干の制度改正が行われた。その中でも学

術研究の基盤的拡充は、従来の一般研究、学術研究を整理し、基盤研究と項目を新たな名称にした。萌芽的研究を新規に設けたが、従来は研究者の研究実績を重視していたのを度外視して、着想そのものの斬新さに注目して採択することを目的とした。

又予算と直接関係はないが、特別あるいは重点研究については、審査結果を申請者に知らせる等の制度改革を行った。このほか審査員の氏名公表も行われる。

以上のほか、R. A. 制度の新設、研究支援制度の整備、民間等との共同研究の促進、平成7年度から始められた COE の促進、特別研究員制度の大幅拡充、出資金を活用した新たな事業の実施、私費留学生への援助の充実等の説明があった。

以上の説明について、次の点について意見交換があった。

- T.A., R.A. 1名当りの支給金増額の必要性について
- 増加する留学生の健康診断の感染予防経費について
- 留学生に対応しての職員旅費の配分について

2. 授業料問題について

委員長から、次のような報告があった。

国大協総会以降の授業料値上げ問題の経緯を述べてみると、各委員並びに関係者からご意見をいただき、要望書原稿を作成、推敲を重ねての要望書を、昨年11月吉川会長、滝沢事務局長、委員長とで大蔵省、文部省へ持参、担当官に手渡し説明した。感触としては、深い理解を得ていただいたと思うが、最終的には文部省の強い要望もあって、平成9年度からの値上げ額は21、

600円に留めることができた。一連の状況から満足すべき額とは思わないが、要望した効果があったものと受け留めている。

(桜井学生課長出席)

桜井学生課長から、昨年12月の国立大学授業料引上げについて、2年毎に行われる、一定額(36,000円)引上げは理解できないので、物価上昇率との関係等をふまえ、再度の折衝の結果、年額21,600円に決定した旨、大蔵省との折衝状況につき報告があった。更に今後も予想される授業料値上げに触れての報告があった。

(近藤大学課長、早田研究機関課長退席)

3. 授業料関係の小委員会の設置について

委員長から、次のように述べられた。

授業料関係は大きな課題であり、国立大学授業料の在り方について検討いただくため小委員会を設置したい。新しい規定では委員の構成は10名以内、設置期間は2年以内となっており、小委員会設置についてご了承を得たい旨述べられた。

協議の結果、名称を「授業料問題に関する小委員会」とし、3月7日開催の常務理事会に設置を諮ることが了承された。

なお、委員長から、小委員会委員については、後日、適任者を委員長あて推薦いただいたうえ、候補者を決めたい旨、述べられた。

4. 専門委員の交代について

委員長から、専門委員両宮 忠(前東京大学事務局長)の転出に伴う後任の専門委員として長谷川正明東京大学事務局長を委嘱したい旨諮られ、異議なく承認された。

5. その他

委員長から、次のような説明があり、了承された。

前回の委員会で、鹿屋体育大学長から提案のあった「国の予算に関する常識事項」についての冊子は、雨宮専門委員に検討していただき補足説明を付け加えていただいた。しかし、本委員会として配布するには、各大学個々の事情もあって難しいと思うので、できれば希望のある

委員所属の大学で作成していただき予備調査的に意見をまとめ、当該大学における問題点を約1年後に委員会に持ち寄り、検討してみてもどうかと思っている。

このほか国立学校財務センターからの別紙「高等教育計画・財政研究会の開催について」の通知について、同センター長から開催目的、運営状況について説明があり、参加者は国大協事務局に申し出ていただくことにした。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6 常置委員会

日 時 平成8年4月24日(水) 13:30~15:50

場 所 国立大学協会会議室

出席者 武藤委員長

厚谷、松井、石川、堀川、鈴木、神野、西塚(代理:多淵神戸大学副学長)、
田村各委員
菊川専門委員

(文部省)近藤大学課長、桜井学生課長、三浦学生課課長補佐、早田研究機関課長、本間研究機関課課長補佐、谷口第二予算班主査、下林国立学校特別会計調査官

(国立学校財務センター)前川所長、市川研究部長

武藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、新たに委員に就任された厚谷北見工業大学長及び西塚委員の代理として出席された多淵敏樹神戸大学副学長並びに本日まで出席の文部省の近藤大学課長、桜井学生課長、三浦学生課課長補佐、早田研究機関課長、本間研究機関課課長補佐、谷口第二予算班主査、下林国立学校特別会計調査官、オブザーバーとして出席の国立学校財務センター前川所長、市川研究部長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 平成9年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて

委員長から、平成9年度概算要求の取り扱いについて、文部省からご説明願いたい旨述べられ、初めに近藤大学課長から配布資料に基づき、次のような説明があった。

平成9年度概算要求の取り扱いについては、政府としての取扱い方針が未だ決まっていないが、多額の公債残高を抱え大変厳しい財政事情であり、従前にも増して緊急性の高いものに精選して対応していかざるを得ない。各大学におかれては、既定の施策、事業全般の見直し、経費の節減合理化、或いは自己収入の適切な確保

について格段の努力を図っていただく必要がある。また、機構、定員についても学部・学科はもとより研究所、附属施設を含む組織機構全般に亘り多角的な点検評価見直しを行い、学内における運用の工夫、改善、或いはスクラップアンドビルドに努めながら、既存の定員の一層の有効活用を図っていくことも必要である。

各大学からの具体的要求事項については、各大学等における見直し、工夫・改善の状況との関連を考慮しつつ、次のような内容について適切に対応して参りたい。

- ①大学改革の推進、学術研究の更なる進展、社会的要請に対応した学部・学科・研究所等の既存の組織の整備・再編成や改組転換、看護婦等社会的要請の強い分野に係る所要の整備
- ②優れた研究者及び高度な専門職業人等の人材の養成・リフレッシュ教育などの社会的要請に適切に対応するための大学院の整備充実・再編
- ③カリキュラムや教授方法の改革及び教官や学生の流動性の促進を含む大学間等の交流・連携の推進
- ④生涯学習の振興の観点に立った社会人学生の受け入れの拡大或いは地域社会との連携強化
- ⑤産業界との連携強化を図るための教育研究体制の工夫・整理
- ⑥社会人留学生の受け入れ体制の整備・充実
- ⑦教育研究の国際交流・協力の推進、外国研究者の受け入れ体制の整備・充実及び帰国子女の受け入れ体制の整備
- ⑧高度情報化社会に対応した教育研究の推進
- ⑨施設設備の高度化、高性能化に応じた整備充実と共同利用化
- ⑩大学病院の看護婦等医療技術職員の整備及び教育・研究医療体制の整備充実

引き続き、早田研究機関課長から学術研究関係について、①研究所等の整備の方向、②研究所新設の可能性・問題点、③真に必要な研究体制の整備、④全国共同利用研究所への転換整備、或いは新しいニーズに対応した再編・大部門化、⑤大学附属研究施設、研究センターの位置付け・設置形態、⑥研究プロジェクトの時限と見直しの問題等について説明があった。

ついで、以下の事項について質疑応答及び意見交換が行われた。

- 育英奨学金制度と就学援助の問題
- 大学院学生の経済的基盤
- 留学生を含めた授業料のあり方
- 授業料免除基準の見直し
- 大学院学生の種別構成と授業料の問題
- 人文社会科学系大学院修了生の社会の受入れ
- 教員養成と地方自治体との問題
- 看護婦等医療技術職員の現状と整備充実
- 教育研究施設設備の老朽化に伴う整備
- 研究所及び附属研究施設の今後のあり方
- 国立大学の存在意義と受益者負担の考え方

以上の質疑応答及び意見交換があったのち、委員長から次のように述べられ、了承された。

本日は、文部省から平成9年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて説明を伺った。種々意見交換を行った中で、授業料問題を検討するについては、「国立大学の存在意義を明確にする」ことも必要ではないかとのご意見をいただいた。

この問題については、第1常置委員会にも関連することでもあるので、第1常置委員会委員長にご相談することとしたい。

2. 授業料関係の小委員会の設置について

委員長から、次のように諮られた。

前回検討し、設置することとした「授業料問題に関する小委員会」の名称を「学生納付金等検討小委員会」とするとともに、小委員会の委員として次の方々をお願いすることとし、この旨5月9日開催の常務理事会に提案したい。

この委員長の提案について協議の結果、異議なく了承された。

- 武藤 輝一 新潟大学長（第6常置委員会委員長）
- 鈴木 章夫 東京医科歯科大学長（第6常置委員会委員）
- 神野 博 福井大学長（第6常置委員会委員）
- 松井 一麿 東北大学教育学部教授（第6常置委員会委員）
- 宮島 洋 東京大学経済学部教授（第6常置委員会委員）
- 佐和 隆光 京都大学経済研究所長（第6常置委員会委員）
- 山本 眞一 筑波大学大学研究センター長（前第6常置委員会国立大学財政問題懇談会委員）
- 金子 元久 東京大学大学院教育学研究科・教育学部教授（前第6常置委員

会国立大学財政問題懇談会委員）

矢野 真和 東京工業大学工学部社会工学科教授（大学審議会高等教育将来構想専門委員会専門委員）

3. 授業料問題等について

委員長から、授業料問題の動向について、桜井学生課長からお話を伺いたい旨述べられ、同課長から、①授業料、入学検定料、入学金等財政当局との問題、②学生納付金の国立と私立の均衡・格差、財政当局の論拠、③国立学校特別会計における自己収入の問題、④授業料減免と奨学金の問題、⑤サービス面で見た国立と私立の差異などについての説明があったのち、主として次の点について意見交換が行われた。

- 単位互換にかかわる国立大学の授業料の問題
- 父兄の財政負担能力の問題
- 受益者負担と教育理念
- 教育サービスの基準の問題

以上の意見交換ののち、委員長から、学生納付金の問題は発足予定の小委員会に具体的な検討項目をお願いすることとなるが、本日議論頂いた内容を委員長が整理して各委員に送付しご了解を得たうえで、小委員会に付託したいと述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7常置委員会

日時 平成8年1月23日(火) 15:30~17:10

場所 国立大学協会会議室

出席者 西澤委員長

丹保, 荒川, 船越, 丸山(工), 鈴木, 有山, 小川, 永井, 丸山(和), 田村,
小坂各委員

西澤委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 委員会の運営方針について

委員長から次のように述べられた。

前回の総会で国大協の組織運営の見直しが審議され、常置委員会の改組に伴い、第7常置委員会の設置が了承された。このたび会長から委員長に指名され、所掌事項の審議を付託されたので、今後の方針を決め、委員会として早期に活動が行えるよう、ご協力をお願いしたい。本日は、最初の委員会でもあり、特定の課題にこだわらず自由討議としたい。まずこの委員会の担当事項の内、当面早急に審議を要する課題があるか、忌憚のないご意見をお聞かせ願いたい。

以上の説明ののち、主として次の点について意見交換が行われた。

- リサーチ・アシスタントの位置付けとあるべき形態
- T.A. と R.A. の担当区分と資格の上での定義付け
- R.A. の大学割当の適正化
- デモンストレーター職の制度化
- 科学研究費の審査改善と支給期間の延長
- 重点領域総合研究費の配分による研究成果と弊害
- 博士課程修了者の科学研究費による人件費支出
- 科学研究費の充足率と配分の問題

○ 研究支援職員の確保の問題

以上について委員長より、早急に審議する課題、事項等について小委員会又は作業委員会を設置することは、議論を進めた上で考えたい。従って、次回も引続き具体的な議論をしていただき、プロポーザルがだせることを目標に進めて行きたい旨述べられた。

なお、議題の委員選任の件は、次回へ繰り越すことにした。

2. 生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会「社会教育主事、学芸員及び司書等の養成及び研修の充実の在り方について」の意見照会に対する回答について

委員長からこのことについては、前もって文書(写)をお送りし、ご検討をお願いしていたがご意見があればお聞かせ願いたい旨述べられ、概ね次の点について意見があった。

- 改善策の基本的方向は評価できる。むしろ遅すぎた感がある。
- 科目改善も良いが、社会教育の専門職員と言う共通基盤の上で考えてみて、社会教育主事、学芸員、司書等の養成を総合的、統一的に行うことが好ましい。具体的には、生涯学習概論が学芸員、司書では少な過ぎる。
- 学芸員の博物館学の単位増は適切である。ただし、博物館学は深く勉強しない限り、世界の学芸員と比較して劣ることになる。
- 司書改善案には、コンピュータ利用の科目

もみられるが、もっと積極的な利活用の方策を打ちださないと、実務面で支障が出ないか気になる。

- 社会教育主事の生涯教育と社会教育の基礎4単位を同一にすることは、現在でも混乱しているのに拍車をかけることになるので、分割した方がよい。なお、大きな単位なので、2単位程少なくしないと、事実上教育に支障をきたす恐れがある。

概ね以上の意見があったのち、委員長からの取り扱いについて、次のように述べられ、これを了承した。

改善案について、種々ご意見をたまわったが、ご指摘のあった点を整理し、意見照会に対する文案を作成したい。ついては、提出期限も迫っているため急遽作成する必要があり、この纏め作業をしていただける方を決めたい。

委員会で話し合った結果、船越委員に纏めを引き受けていただくことになり、文案作成後、各委員の了解を得て提出することになった。

以上をもって本日の議事を終了し、次回は3月8日(金)午後1時30分から開催することとした。

第7常置委員会

日時 平成8年3月8日(金) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 西澤委員長

丹保、荒川、船越、丸山(工)、鈴木、中嶋、有山、小川、永井、丸山(和)、田村、小坂、早坂各委員

西澤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、今回新たに出席された委員について、次のとおり紹介があった。

中嶋 嶺雄 東京外国語大学長

早坂 祥三 鹿児島大学長

〔議事〕

1. R. A., T. A., P. D. のあり方など

委員長より、次のように述べられた。

前回と同様に、当面早急に審議を要する課題として、R. A., T. A., P. D. のあり方を取り上げてみたが、枠の拡大、定削の影響等は、これと切り離して考えたいので、それ以外のことについて、活発な隔意のないご意見をお聞かせ願いたい。

- T. A. の援助金の早期支給の改善と増額、指

導教官の担当科目との関係

- T. A. の援助支給額と授業料
 - 人文社会系における学位取得率と P. D. との関係
 - 博士課程学生に対する支援カテゴリーの明確化、P. A., R. A., P. D. と授業料のセット化
 - 若手研究者の任用におけるプロセス
 - 博士課程学生の奨学金返済に関する問題
 - 大学院学生の授業料免除について
 - 大学院修了者がアカデミック・ポジションに携わる場合の問題点
 - 大学院をオープンシステムにしての社会人学生受け入れについて
- 以上の点について意見交換の後、委員長より次のように提案があり、了承された。

種々難しい問題についての発言をいただいたが、この件については、丹保委員に8大学工学部長会議で検討された「教育研究支援体制報告書」を基に簡略に纏めていただき、それを資料として次回議論したい。

2. 研究費の配分と評価

委員長より、次のように述べられた。

現在文部省でも科学研究費の配分方法が検討されているが、一つの問題として、研究費配分期間の長期間支給ができないものかと思っている。例えば独国では、15年程度の期間で研究費の配分が見込まれ、期間中に研究が不適格と認められると研究費が打ち切られる制度で、この形態と同様としないまでも、研究の継続性から検討に値する問題と考えられる。又審査員の選出についても、ご批判があるかと思うので、忌憚のないご意見をうかがいたい。

- 科研費による実質的成果を得ようとする
現在の期間では不満
- 審査後審査員氏名の公開、萌芽的研究を促進するため不採択となった研究には申請者にその理由を伝える
- 科研費の費目に人件費（例 R. A. 等）を設ける、P. D. を研究分担者に加えることで研究促進を図る
- 科研費の研究期間に1年の準備期間を設ける
- 審査機関設置の必要性
- 審査員と科研費申請件数の相関関係
- 審査員の選出方法の問題点
- 研究継続に対する評価システムの採用
- 人文社会系の科研費の総合領域、学際領域への推奨と科研費受け入れに対するキャンペーンの問題

○ 他省庁の研究費受入れによる大学内の影響
以上の点について意見交換のあと委員長より、次のように述べられ、了承された。

種々議論していただいたが、この取扱いについては丸山（工）委員に評価の問題を中心にして、第一次素案を準備していただき、次回に検討したい。又、他省庁の研究費の問題も焦眉の急なので、併せて作成願いたい。

3. 大学院のあり方について

委員長より、概ね次のように述べられた。

大学院には、社会人再教育と研究者養成を目的とした専門課程があるが、いずれも専門分野及びそれ以外の情報を得るため他の課程の科目を履修させているが、履修後試験を課している。社会人再教育についてはカリキュラムを充実し試験を行う必要もあるが、後者については必要ないと言う議論もある。そのようなことも含め大学院に関して、ご意見をお聞かせ願いたい。

- 大学が期待する人材が残存しない
- 定員減の影響による教官の教育・研究時間が減少
- R. A., T. A. 制度活用による教育・研究の確保
- 大学院修士課程の地域社会での期待
- 専門以外のカリキュラム履修の必要性
- 研究者養成コースでのカリキュラム履修の必要性

以上の点について意見交換があった後、委員長より大学院に関しては多くの問題を抱えているので、本日のご意見を踏まえて、資料の纏めを船越委員にお願いしたい旨述べられ、これが了承された。

以上をもって本日の議事を終了し、議題3の学術情報については、次回審議することにした。

第7常置委員会

日時 平成8年4月23日(木) 14:30~17:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 西澤委員長

丹保, 荒川, 丸山(工), 鈴木, 中嶋, 小川, 廣田, 田村, 小坂, 早坂各委員

西澤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、新たに委員になられた廣田榮治総合研究大学院大学長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 教員委員等の選任について

委員長から、本委員会は議論すべき多くの問題を抱えているので、ご協力いただく教員委員及び専門委員を置くことについてお認めいただきたい旨諮られ、協議の結果、了承された。なお、候補者の推薦は委員長に一任され、選考は次回(6月6日予定)の委員会で行うこととされた。

2. R.A., T.A., P.D. のあり方などについて

委員長から、これまでの検討経緯・問題点等について縷々説明があり、前回論議された問題の取り纏めを丹保委員にお願いしたので、その説明を願いたい旨述べられた。

丹保委員から配付資料に基づき次のような説明が行われた。

若手研究者と大学院学生に対する支援

大学院修士課程の学生10万人と博士課程の学生4万人、及びポストドクトラルの研究者に対する支援を主に考える。大変にタイミング良く、『学術月報』(日本学術振興会)の1996年4月号が「若手研究者の養成」の特集を組んでいるので、

これも参考資料の一つにして将来の方向を考えることにしては如何か。以下に、各支援制度についての意義と要望点をあげる。

① 日本育英奨学金

日本育英会は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し、学資の貸与等を行うことにより、社会に有為な人材の育成に資する教育の機会均等に寄与することを目的としており、貸与人数と貸与額は年々増加している。

博士後期課程の学生については、全員に何らかの資金援助が必要と考えられる。平成4年度から本人の収入を基準にして貸与の審査が行われるようになって、大学院学生は生計の上で独立的に扱われるようになったのは、大変な進歩である。現在のところ、有資格者の殆どが奨学金を受けている。それに比べて、修士課程は、多くの大学で学生の実員が定員を越える理工系が多いこともあって、今のところ30%程度の学生が奨学金を得ているに過ぎない。最近の奨学金受給対象が拡大されつつあることを支持する。特に博士後期課程の学生については、大学院重点化等で増加することになるので全員が何らかの支援を得ることが出来るよう、更に枠の拡大と増額に引き続き努力を加えられることが望まれる。また、奨学金を得られなかった学生については、然るべき公的機関の保証で、低利の学業資金のローンが借りられるように国の施策で設計してほしい。このことは、学部学生についても同様である。

② 特別研究員制度（日本学術振興会）

昭和60年の発足当時は、僅か特別の学生を対象にしうる程度であったが、平成8年の今日では、博士後期課程の在籍者の20%、修士課程にあっては総学生数の5%になり、将来性のある学生が自立して創造的な研究を進める核が出来たことを喜びたい。何よりも、科学研究費が併行して100万円のオーダーで与えられることは世界的にみてもこの種の制度としては優れたものである。引き続き拡大が望まれる。また、文系に対する支援の充実も望まれる。この支援を得た学生が実績を示していくことが、制度の評価を固め、強化の充実に繋がる鍵となる。

同一制度の中にあるポストドクトラル(PD)研究員は、教員に任用する前の武者修行的な制度として、教員の流動化の引き金ともなりうる制度である。この意味で、学位を得た大学でないところに行く研究者に、採用のインセンティブをかけることとなり流動化が更に進むと考えられる。

学問の分野やテーマによっては、学位授与までの期間が規定の在学年限を越えることもあり得る。厳密な第三者審査を行って、一年程度の延長や都合による中断を認めることも制度の適切な運用のために必要である。

③ テーチングアシスタント(TA)制度

希望する大学院生に教育補助の仕事させ、将来教員・研究者になるための訓練の機会を提供すると共に、大学院生に対する処遇を改善する一環として、大学院高度化特別推進経費のなかに設けられた支援策である。平成7年度は博士後期課程在籍者の約20%、修士課程在籍者の約5%が対象とされ、院生にとって生計の基礎となる給付金として期待された。しかし、まだ運用の経験が浅いことと、制度に柔軟性が少な

いことが相まって、運用上に様々な問題が生じ、まだ初期の目的を達し得ないように思われる。その問題点を挙げると次のようである。

TA制度の不安定さが制度の的確な運営を難しくしている。年度当初TA経費の配当が明確でないため、TAを有機的に組み込んだ教育計画が立てがたい。平成7年度から前年度実績の1/2が配当されるようになったが、後期に減員となる形が有るなど、まだ不安定である。

TA予算は主として学部カリキュラムの必要に応じて配分されるべきもので、大学院の活動度によって分配するのは当を得ない。また、給与の単価と給付総額は少なくとも大学院生の生活を支える上で、安定的なある大きさの金額(当初計画の月額5万円程度)になるように設計すべきであろう。

④ リサーチアシスタント(RA)制度

大学院博士後期課程学生に対し、大学等が行う研究プロジェクト等に研究補助者として参画させ、知識・経験を積ませることによって研究者としての成長の機会を与え、かつ手当を支給することによって、経済的処遇の改善を図ろうとするもので、平成8年度に初めて予算案に計上されたものである。

平成8年度は、時給1,100円で540人(大学院博士後期課程学生総数の20%)程度の予定で、常勤職員の年間勤務200時間を越えない範囲で働くことが出来る。米国等では大学院の経済的な支援の主たる項目であり、指導教官のアクティビティを評価して大学に、または、大型の科学研究費(個人ベース)と連携させて、かなり大きな支援構造に将来的には成長させる必要がある。従って、現在のように研究科のアクティビティによってTAを配分するような方法は早期に改めて、TAとRAの性格を明確に使い分

けて処置する必要がある。

⑤ 非常勤職員（もう一つのPD）

COEのプログラムに対して、平成7年度から認められたPDプログラムである。また、理化学研究所・基礎科学特別研究員制度、新技術事業団・科学技術特別研究員制度もPDプログラムの一つである。

⑥ まとめとして

大学院の学生に対して、奨学金のほかTA・RAなど新たな支援策が始まった。制度の成熟と規模の拡大がこれからの課題である。PDレベルの支援策は日本でも初めてのものであり、事実上の具体的な問題を丁寧に検討して、有効な運営を図らねばならない。特に、様々な制度間の整合と隙間の対策については、柔軟に対処し、目的と手段を取り違えることのない有効な運用が行われる必要がある。

以上丹保委員からの説明について、意見交換が行われたのち、委員長から、次のような発言があり、了承された。

大学院学生の支援体制については、大変多くの問題を抱えているため、本日の意見交換をも参考に、更に丹保委員に整理をしていただき、それをもとに次回に議論しては如何か。

3. 研究費の配分と評価について

委員長より、この問題については前回の委員会で審議された内容を丸山(工)委員に取り纏め頂いたので、ご説明願いたい旨発言があり、ついで同委員から、配付資料に基づき次の事項について具体的な説明があった。

科学研究費（基盤研究）について

わが国の科学研究費は平成8年度には待望の

1千億の大体にのぼり、日本の科学研究を支える重要度がますます大きくなっている。特に基盤研究は基礎科学研究にとって極めて重要であり、金額・件数の増加につれて、制度そのものの改善が切望される。以下3点に絞って提案をしたい。

① 期間について

研究は1年で完成することは殆どなく、数年を要するのが普通である。現行では1年がもっとも多く、稀に3年まで認められている。しかし、3年でも、2年、3年目はごく僅かしか研究費が認められていない。単年度という補助金の制約はあるが、実際上は継続が可能ではないかと思われる。

そこで、科学研究費に短期（現行通り1～3年）、中期（5年）、長期（10年）の区分を設けることを提案する。ただし、中期では3年目、長期では5年目に中間報告を求め、継続または停止の審査を行うものとする。中、長期の科学研究費は全体の半数が望ましい。このことによって、より安定した研究が可能となる。ただし、中、長期の申請に際しては、重点領域など重複申請を禁ずるものとする。

② 審査

現行の審査制度についてはさまざまな問題点が指摘されている。その一つは審査員の数が少ないこと、しかも必ずしも各申請テーマを正當に評価できないのに全部採点しなければならないため、ややもすれば流行の分野の、あるいは高名な申請者が採択されがち、といった問題である。

これを改善するには、例えば、日本学術振興会に科学審査部を新設する。日本学術会議に依頼して学協会から各細目毎に、1)モニター(名誉教授)3人、2)各研究分野のレフェリー(60歳以

下の現役研究者)数十名のリストを予め用意する。モニター(非常勤)は、各申請者あたり3名のレフェリーをリストから選定し、審査を依頼する。3名の第一段審査員はレフェリーによる採点に基づき、合議によって順位を決定する。参考人として同席したモニターは、後日問い合わせがあった場合なぜ不採択となったかを回答する労をとる等が考えられる。

③ 事後報告の取り扱い

現在、科学研究費による研究が終了すると、報告書の作成が課せられているが、その評価はまったくなされていない。

申請時の計画と、成果との関係は厳しく評価されなければならない。そのために各報告書について、1)計画に沿って上々の成果が上がった、2)まずまずの進展がみられた、3)予期どおり進行しなかった、の評価がなされなければならない。1)、2)の場合は引き続き申請を認めることとし、3)の場合は3年程度新しい申請を禁止すべきである。この報告書評価は別途に評価委員会を組織して任にあたるのが適当であろう。

以上丸山(工)委員からの説明について意見交換があったのち、委員長から、この問題は大変重要である。かなり密度を上げ出来るだけ早い時期に取り纏めたいので、本日の議論を再度丸山(工)委員に整理して頂き、次回検討の足掛かりとしたい旨述べられた。

4. 大学院のあり方について

委員長より、大学院のあり方については、前

回委員会において、社会人の再教育、研究者養成、地域社会での期待、カリキュラムの体系化など幅広い問題について検討頂いたが、引き続き議論を重ねて行くこととしたいと述べられたのち、次の事項について意見交換が行われた。

- 高度な専門知識・能力をもつ人材の養成
 - 専門と他の分野とのカリキュラムのコンビネーション
 - 新しい学問分野、社会のニーズに対応したカリキュラム改革
 - 大学が期待する人材の育成目的に沿った体系的なカリキュラムの編成
 - 研究者養成と社会人再教育による講義内容の問題
 - 大学院の多様化に伴う構造の問題
 - 日本の大学院教育と外国との差異について
- 以上の意見交換ののち、委員長から次のように述べられ、了承された。

この問題については、次回も引き続き審議したいので、本日の意見交換の取り纏めを文系については中嶋委員、理系を小川委員にお願いすることとしたい。なお、大学院問題に関連して、昨年6月大学審議会大学部会が、大学院の教育研究の質的向上について「審議の概要」を公表し、また、今年3月には国大協大学院問題特別委員会から、『国立大学大学院の現状と課題』が報告されているが、これらの資料も次回審議の参考としたいので、事前にお目通しいただけるよう、事務局から送付することとしたい。

以上次回は6月6日開催予定とし、本日の議事を終了した。

医学教育に関する特別委員会

日時 平成8年2月6日(火) 13:00~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 石川委員長
坪井、武藤(輝)、岡田、武田、山口各委員
中里、青木、橘、武藤(徹)、大山、斎藤各専門委員
(文部省)木曾医学教育課長、百村専門員、宮内企画係長

石川委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 新しい医学教育特別委員会の設置について

委員長から、次のとおり説明があり、了承された。

昨年11月の総会において、「国立大学協会の組織運営の見直し(案)」が承認され、現行の医学教育に関する特別委員会は本年3月末をもって廃止することとなった。そして新しい医学教育の特別委員会は課題を定め、期間を2年として設置することになった。その委員構成は別紙配布資料のとおりであり、課題は「卒後医学教育の在り方について(大学院を含む)」である。3月7日開催の理事会の承認を得て4月1日から正式に発足することとなるので、本日は現在の委員による最後の委員会となるがご了承いただきたい。

2. 「医学部、歯学部、附属病院の課題とその改善についてのアンケート」のまとめと今後の方向について

委員長から、別紙配布資料により、次のとおり説明があった。

標記アンケートの集計結果は配布資料のとおりである。各大学の医学部長、歯学部長、病院長が各課題についてどのように意識しているか調査したもので、集計は課題についての重要度

と緊急度を組み合わせ5段階のレベルに分類した。配布の資料は回答データの集計のみで集計者の意見は加えていない。

レベルの高いものは、概算要求にかかわる事項の課題に多いが、関心が少なくレベルが低い重要な課題もある。たとえば、国際医療協力、病院の患者サービス、歯学部比し医学部では関心が低い卒後臨床研修など、これら解決が難しいソフト面の問題も考えていくことが必要である。各課題のあるべき姿は種々の方面から既に出されており、そのあるべき姿に近づくためには具体的にどうしたらよいか、各大学の規模等も考慮しつつ、その道筋を示していくことが重要で、そうでないと作文になり、現場の改善には繋がらない。文部省等で示されている目標と各国立大学の現場の仲介が国立大学協会の役割であると思う。このアンケートから、検討課題を絞りその課題について方向性が示せば良い。本日の配布資料をどのようにまとめるか、またそのまとめの公表の仕方についてご審議願いたい。

ついで各委員から次のような点について質問意見があった。

○ 大学院についての「教職への優先的採用など大学側が考えるべき課題について関心が低い」「組織、管理、財政等に関する教育科目の開講に概して消極的である」との記述は、医学部と他学部では状況が異なっている。

- 卒後臨床研修について「大学院教育との並立が重要である」との記述については、種々意見がある問題であると思われる。
- 医学部の教官は保健学科等の大学院修士課程については、あまり理解してなく関心が薄い。
- 各大学個別では解決できない予算増、定員措置の改善などの問題を本委員会で審議し主張していくべきでないか。
- 医学部にはタブーが多い。臨床系大学院の若い人は、研修、関連病院、学会、博士号取得とかなり忙しく無理がある。博士の審査方法なども見直していく必要がある。
大学病院は最高の医療を行い、教育研究するために人員も必要であるがその獲得は困難であり、人員要求でも大内科が自分の城を大きくしたいとのことで行われている。
- 基礎と臨床系の大学院を同一に考えることはできないし、他学部の大学院と同じように医学系の大学院を考えることもできない。医学系の大学院の場合は、他学部と異なりスクール制が明確でなく、それが批判されているが、それだけであれば良いということでもない。博士課程であることを踏まえて新しいシステムを考えていくことが必要である。
- 医学系大学院を設置するとき、議論して大講座制を取り入れ、内科と外科の助手もやりとりして講座の殻を破る努力をしている。各科が自分の講座を放棄するという考えにならないと問題は解決しない。臨床医学系大学院は弾力性を持たせ、臨床研修経験も積ませ、それを大学院の一部と認め、論文博士の制度も残し、社会人入学のコースもある。大学院には2年間の臨床研修修了後入ることになっている。

- 自分の大学は、大学院と卒後臨床研修を混同してはならないとの考えて始めており、学部卒ですぐ大学院に入っても良いことになっている。そうすると区別はきちんとするが、大学院の充足率が低い欠点がある。
- 医学部でも6年一貫教育を考え、教養教育を含めて考え直し、その中に臨床教育も含め卒業したらある程度の医師になれるようにすることも考えられる。そうすれば卒後臨床研修は不要になる。易しい1回限りの医師国家試験も変わらなければならない。
- 専門医になるための臨床の経験年数について大学院での臨床教育の期間も認定の面で考慮される必要があると思う。

以上のうち、各大学・学部・病院からの回答は様々で一本にまとめることはできないが、回答者には何らかのアンケートの結果報告をする必要があるので、委員長と専門委員で協議し、本日の配布資料をもとにアンケートの結果報告をまとめることが了承された。

3. 当面の医学教育を巡る動きについて

① 「21世紀医学・医療懇談会」について

木曾医学教育課長から、次のとおり説明があった。

標記懇談会を別紙配布資料のような委員構成で設置し、11月に第1回を開催した。

懇談会には教育部会、研究部会、病院部会を設け、教育部会を初めに発足させ6月下旬には第1回の提言を得たいと考えている。教育部会は医学だけでなく、歯学、薬学、看護学を含み21世紀の日本の医療を支える人材を養成する観点からの、基本的考え方と具体的施策について提言されるものと思う。基本的考え方については、医療を受ける側中心の医療という観点から

今までの医学，医療教育を見直してはどうか，入学試験，教養教育，専門教育，卒前臨床教育，医師国家試験，卒後臨床研修，生涯学習など大学が持つ機能について再構成してはどうかとの議論が出ている。国民の医療に対する考え，インフォームド・コンセント，遺伝子治療，高齢化などの変化を踏まえて根本的に議論したい。

研究部会は夏以降議論を始めるが，学部教育を含め大学院の在り方を議論し，大きい制度改革が必要なのか，良い医者を育てる医学教育と研究の高度化をどのような形で両立させていくのか審議すべき大きな課題である。

病院部会については，卒後臨床研修，治験（新薬開発の臨床試験）など大きな問題になると思う。また特定機能病院化が国立大学で進んでいるが，大学病院は将来どのようなようになるべきか根本的議論も必要であると思う。

以上について，各委員から次のような質問意見があった。

○ 治験の問題は，所管は厚生省に属するが，治験の70％は大学病院で行われており，文部省として責任を持っている。治験のシステムの金の流れをどうするか，現行の制度で考えれば，治験は受託研究として受入れることになっている。現在のような個人が費用を受ける慣行をそのまま維持していくことはできないと思うので新しい制度を考える必要がある。厚生省方面からは治験にかかる医療費は保険診療から外したいとの考えも出ており，大学にも大きい影響を与える問題で，後手にならないよう意見をいうべきである。厚生省にも大学の意見を聞いて事を進めるよう申し入れてある。

○ 医学の改革について議論を久しくしている

が，明確な目標が示されたことがなく，どこがあるべき姿でないのかはっきり指摘されたことがない。医師として最高の医療を提供したいとの職業上の希望は判るが，財源の面からそれはできることではない。医師の医療費教育など医療費の効率的な使い方について議論すべきときにきている。また現場では教官が忙しく教育より研究業績をあげなければならず，学生の講義への出席率も悪いが，こういうことが議論されていない。

○ 現実的議論が必要なのに懇談会の委員構成をみると退官した人ばかりで現職の委員がない。

○ 医学教育の機能を大学病院に集中しないでベースを広げる検討をしてほしい。

○ 世の中が変化して来ており，医学医療についての政策を社会に示さなければならない。文部省としては一つでも実現できるよう具体的要求を多く出していきたい。

② 卒後臨床研修の義務化の問題について

木曾医学教育課長から次のとおり説明があった。

卒後臨床研修の義務化について，歯学部の方は厚生省の方針と大きな違いはなく，歯科医師法改正法案が近く提出されることになりこの問題は収束して行くと思う。一方医学部の方は，厚生省と文部省とで考えが異なり行き詰まっており，厚生省は大学関係者とも意見交換しているが，基本的に種々異論が出ており，文部省としても厚生省が今のままの形で卒後臨床研修の義務化を進めるなら困ると言うことで，厚生省が将来にわたって卒後臨床研修の制度や条件を定めるときに大学関係者の意見を十分に反映するシステムにするという確約をしなければ話し合えないという立場である。厚生省が卒後臨床

研修をより良くするというのなら、我々も同じ気持ちであり、厚生省が大学の行う卒後臨床研修を良くするために健康保険から財源を確保してくれるというのであれば、卒後臨床研修について厚生省と協力しあっていきたい。厚生省から回答がきたら新しい動きが出ると思う。

以上の説明について、各委員から次のような質問意見があった。

- アンケートの結果では、卒後臨床研修の義務化の問題について関心が薄いとのことだが、これは大問題で将来大学の中が昔のインターン制の時のように混乱するおそれがある。厚生省から、大学は研究者養成指向であるから卒後臨床研修は厚生省が行うと言われかねない。
- この機会に文部省として卒後臨床研修についてきちんとした組織、制度、施設を作る必要がある。プログラムだけ作って義務化しても長続きしない。

- 病院に研修医を支えるものが何もない。部屋もない。
- 文部省としても自分の行政として卒後研修の世界を考えていたかという、医局に任せていたためもあるが、反省すべき面があり、今後努力したい。
- 医局任せでなく、病院長が責任を持つシステムを構築していかなければならない。
- 医師国家試験の在り方も学部教育に大きい影響を与えており、大学から言うべきことは言わなければならない。
- 昔は大学病院がどの地域でも最高の施設を持ち、医療を提供していたが、国民皆保険のお陰で現在は大学以外の病院がより良い施設を持ち、良い人材を持っており、大学病院も市中病院と同じになってしまった。大学病院のVIPの入院率も減少している。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成特別委員会

日 時 平成8年4月18日(木) 13:30~15:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 吉原、堀川、蓮見、武村、加茂、木下、野地、野村各委員

議事に先だち事務局から、本日の委員会は昨年秋の総会において国立大学協会の組織運営の見直しが行われ、去る3月7日開催の理事会において新しく設置が認められた後の第1回目の会議となるが、まだ、委員長が選出されていないので、選出されるまでの間座長を、常置委員会委員長の改選の例になら、見直し前の「教員養成制度特別委員会」委員長であった、蓮見東京学芸大学学長にお願いしたい旨発言があり、了承された。

ついで、蓮見座長主宰のもとに出席委員の自己紹介があり議事に入った。

〔議 事〕

1. 委員長の選出について

座長から、委員長の選出について諮り、協議の結果、蓮見委員が委員長に選任された。

蓮見委員長主宰のもと議事が再開された。

初めに委員長から、これまでの経過について、

次のような説明があった。

昨年の国立大学協会総会で組織運営の見直しが行われ、従来の特別委員会は原則廃止の方針により教員養成制度特別委員会は廃止されたが、その際、教員養成の問題は国大協の中でも大変重要な課題であり、教員養成大学・学部のあり方について検討する場が必要である、として新しい形で本委員会の設置が承認（設置期間は平成8年4月から平成10年3月までの2ヵ年）された。

見直し前の「教員養成制度特別委員会」は、大学における教員養成の改善充実のために、過去20年以上に亘って、実態調査や比較研究・教員養成の理論的研究を基礎とした、様々な提言を行ってきた。

最近の報告は、昨年5月の『大学における教員養成——教員需要の変化に対応する教員養成のあり方について——』の取りまとめで、既に各大学へ配付し意見を求めたところである。この調査は、教員養成系大学・学部だけでなく、所謂一般学部等の教員養成も視野に入れ課程認定を受けている学部全部を対象としたもので、学長・学部長のご意見、また、事務局からは教職課程をどの位の学生が履修しているか等のデータ収集、更には都道府県教育委員会にもアンケートを求め、これらの調査結果を踏まえて、今日の教員需給変化の下での教員養成の充実を図る方策について、提言を取りまとめたものである。

また、この調査で残された問題として、附属学校のあり方がまだ検討されていないということとなり、幸いにも関係者のご理解とご協力で科学研究費の助成を受け、平成7年度から調査研究を開始したもので、奈良女子大学 山田昇教授を研究代表者として「今後の附属学校の

あり方役割に関する教育政策論的総合研究」をテーマに2年間に亘り調査研究を行い、その結果に基づき今後の附属学校の整備充実の方向について、具体的提言を行うことを計画した。調査内容は「学校園調査基礎的事項(事務部)」「附属学校長調査」「附属学校副校長調査」「附属学校教員調査」の4課題で、相当高い回収率を得て現在集集中である。

一方、このアンケート調査のみでは分析が不十分であるとして、平成7年度に複数の附属学校を抽出して現地調査を実施した、また、平成8年度についても幾つかの附属学校を訪問する予定となっている。

2. 委員会の審議の進め方について

委員長から次のように諮られた。

教員養成特別委員会に課せられた課題は「教員養成大学・学部の課題（附属学校を含む）」とされているので、今後委員会を随時開催する中で審議の方向付けをしていくことにしたい。

また、旧特別委員会で残された問題として科学研究費を受けてアンケート調査等による調査研究を続行中の、附属学校の問題については、従来の教員委員を中心に「作業委員会」を組織し、そこで引き続き整理分析を進めて行くこととしては如何かと思う。

以上ののち、委員長からの「委員会の今後の進め方」並びに「作業委員会の設置」の提案については、異議なく了承された。

3. 専門委員の委嘱について

委員長から、次の6名の方々に本委員会の専門委員を委嘱し、附属学校のあり方・役割に関する調査研究を進めて行く、「作業委員会」のメンバーとしたい旨諮られ異議なく承認された。

横須賀 薫 宮城教育大学教授
椎名 萬吉 千葉大学教授
篠田 弘 名古屋大学教授
関口 茂久 滋賀大学教授
山田 昇 奈良女子大学教授
羽田 貴史 広島大学助教授

4. その他

委員会の今後の審議に関わり、次のような教員養成の問題点等について意見交換が行われた。

- 教員の需給と計画的養成
- 教員養成学部の改組の方向と学生数の適正規模
- 教員定数と学級規模・現行学級規定の見直し
- 他学部への転換と単一学部の問題
- 学科・課程の縮小と新課程への移行
- 文部省の考え方・方針等

次回は文部省関係者にご出席願うこととして、本日の議事を終了した。

／ 諸 会 合 ／

平成8年1月～4月

- | | | |
|-----------|-------|-----------------------|
| 1月23日 (火) | 15:30 | 第7常置委員会 |
| 29日 (月) | 10:00 | 第5常置委員会JUSSEP小委員会 |
| | 13:30 | 第5常置委員会UMAP小委員会 |
| 2月6日 (火) | 13:30 | 医学教育に関する特別委員会 |
| 9日 (金) | 13:30 | 第3常置委員会 |
| 23日 (金) | 14:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 28日 (水) | 13:30 | 第6常置委員会 |
| 3月4日 (月) | 10:00 | 第5常置委員会JUSSEP小委員会 |
| 7日 (木) | 10:30 | 常務理事会 |
| | 13:00 | 理事会 |
| 8日 (金) | 10:00 | 第7常置委員会 |
| 11日 (月) | 15:00 | 第5常置委員会UMAP小委員会 |
| 27日 (水) | 10:30 | 第4常置委員会作業委員会 |
| 4月8日 (月) | 10:30 | 第4常置委員会作業委員会 |
| 16日 (火) | 10:00 | 第5常置委員会UMAP小委員会 |
| 18日 (木) | 13:30 | 教員養成特別委員会 |
| 19日 (金) | 13:30 | 第2常置委員会 |
| | 15:00 | 第2常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会 |
| 23日 (火) | 14:30 | 第7常置委員会 |
| 24日 (水) | 13:30 | 第6常置委員会 |
| 25日 (木) | 13:30 | 第5常置委員会 |

予算・決算

平成7年度国立大学協会歳入歳出決算

平成8年6月7日理事会

平成8年6月第98回総会

科 目	予算額	流用額	予算現額	決算額	差引額	摘 要
[歳入の部]	201,500,000	0	201,500,000	201,619,684	119,684	
(1) 会 費	159,553,000	0	159,553,000	159,553,000	0	98大学会費
(2) 預金利子	800,000	0	800,000	990,084	190,084	銀行預金(定期・普通)利子
(3) 雑収入	100,000	0	100,000	29,600	△ 70,400	報告書頒布収入等
(4) 前年度繰越	41,047,000	0	41,047,000	41,047,000	0	
[歳出の部]	201,500,000	0	201,500,000	159,759,684	41,740,316	
1. 事業費	81,700,000	0	81,700,000	72,776,164	8,923,836	
(1) 総会費	6,500,000	0	6,500,000	6,015,025	484,975	総会・事務連絡会議の会場費等
(2) 役員会費	1,500,000	0	1,500,000	1,148,221	351,779	理事会・幹事会経費
(3) 委員会費	2,700,000	0	2,700,000	2,375,414	324,586	各委員会等の会場費等
(4) 会報発行費	3,800,000	0	3,800,000	3,327,048	472,952	会報の印刷費・送料等
(5) 調査研究費	4,500,000	△ 500,000	4,000,000	3,802,040	197,960	参考図書・資料印刷費等
(6) 会議旅費	55,000,000	0	55,000,000	49,680,460	5,319,540	総会その他会議出席旅費
(7) 図書・資料頒布費	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	委員会報告書印刷費等
(8) 通信費	2,200,000	1,057,006	3,257,006	3,257,006	0	郵便切手・はがき・電話料等
(9) 国際交流費	4,500,000	△ 557,006	3,942,994	3,170,950	772,044	UMAP関係経費
2. 事務費	87,850,000	579,089	88,429,089	86,983,520	1,445,569	
(1) 諸給与	69,000,000	485,198	69,485,198	69,485,198	0	事務局職員の給料, 諸手当
(2) 備品費	1,700,000	27,876	1,727,876	1,727,876	0	
(3) 借用料	3,500,000	0	3,500,000	2,714,575	785,425	事務局土地建物借料
(4) 消耗品費	800,000	△ 27,876	772,124	735,234	36,890	用紙・事務用品等
(5) 旅費・交通費	2,700,000	0	2,700,000	2,407,080	292,920	職員の通勤費, 事務連絡旅費等
(6) 庁用諸費	2,500,000	0	2,500,000	2,169,666	330,334	光熱水料その他
(7) 被保険者事業主負担金	4,650,000	93,891	4,743,891	4,743,891	0	社会保険事業主負担金
(8) 退職給与引当金	3,000,000	0	3,000,000	3,000,000	0	
3. 予備費	31,950,000	△ 579,089	31,370,911	0	31,370,911	
翌年度繰越額					41,860,000	

平成8年度国立大学協会歳入歳出予算（案）

平成8年3月7日理事会

平成8年6月第98回総会

科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
	千円	千円	千円	
〔歳 入 の 部〕	223,140	216,113	7,027	
(1) 会 費	173,243	170,653	2,590	98大学会費
(2) 預 金 利 子	450	800	△ 350	定期・普通預金利子
(3) 雑 収 入	100	2,800	△ 2,700	報告書頒布収入等
(4) 前 年 度 繰 越	49,347	41,860	7,487	
〔歳 出 の 部〕	223,140	216,113	7,027	
1. 事 業 費	83,400	94,000	△10,600	
(1) 総 会 費	6,500	6,500	0	総会・事務連絡会議会場費, その他
(2) 役 員 会 費	1,500	1,500	0	理事会・常務理事会・幹事会経費等
(3) 委 員 会 費	2,700	2,700	0	各委員会等の会場費その他諸経費
(4) 会 報 発 行 費	4,000	3,800	200	年4回発行印刷製本・謝金・送料等
(5) 調 査 研 究 費	5,500	4,500	1,000	参考図書, 資料印刷等
(6) 会 議 旅 費	55,000	55,000	0	総会・理事会・各委員会等出席旅費
(7) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	1,000	12,000	△11,000	委員会報告書印刷費等
(8) 通 信 費	3,200	3,000	200	郵便切手・はがき・電話料等
(9) 国 際 交 流 費	4,000	5,000	△ 1,000	UMA P関係外国旅費等
2. 事 務 費	90,100	87,800	2,300	
(1) 諸 給 与	72,600	70,200	2,400	職員の給料・諸手当
(2) 備 品 費	500	500	0	事務用家具・器具類
(3) 借 用 料	2,500	3,000	△ 500	事務局建物借料
(4) 消 耗 品 費	800	800	0	封筒・用紙・文具類
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	2,700	2,700	0	職員通勤費, 事務連絡旅費等
(6) 庁 用 諸 費	2,500	2,500	0	光熱水料その他
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	5,500	5,100	400	職員加入社会保険事業主負担金
(8) 退 職 給 与 引 当 金	3,000	3,000	0	
3. 予 備 費	49,640	34,313	15,327	

資 料

「社会教育主事、学芸員及び司書等の養成及び研修の充実の在り方について」に対する意見

平成8年1月31日
国立大学協会

1. 大学等における養成内容の改善について

(1) 講習科目の改善について

社会教育に係る専門職員という共通基盤のうえに社会教育主事、学芸員、司書等の養成は総合的・統合的に行う必要があり、今回の「生涯学習概論」を3資格共通の科目として設けることは意義があり、評価するものである。

そのうえで、さらに検討を深める必要があると思われる事項を挙げれば以下の通りである。

イ。「生涯学習概論」を各資格間で単位数に差を設ける必要があるかどうか。

ロ。生涯学習と社会教育の関係について、現場の社会教育担当者に混乱も見られるので、その概念整理が必要である。

ハ。公民館、博物館、図書館、青少年施設等では、専門的な業務を併せ遂行できる能力（資格）が求められており、生涯学習に関する資格の共通化の途を開くことも必要ではないか。

ニ。大学に準ずる他の施設等での講習、研修、実習や経歴等を講習科目に認定できる途を講ずることが必要ではないか。

ホ。司書講習に関しては、コンピューター等情報処理に係る教育を設定する必要がある。

(2) 博物館実習について

博物館実習に関して事前・事後の指導の充実を図ること、また、そのための適切なガイドラインを設定することに賛意を表する。

そのためには博物館等の施設・設備・資料の整備が必要である。学術審議会の報告に見られる「大学博物館」についても、その役割の一環を担いよう整備を進めることが望ましい。

2. 研修制度の充実について

現職研修の内容を充実し、大学や研究機関、関係施設等への研修派遣制度を拡充する考え方に賛成する。

その進め方に関しては、次の事項についてさらに検討が必要と思われる。

イ。社会教育主事、学芸員、司書は、それぞれの専門分野に限らず、社会・文化・芸術・自然等幅広い知識の習得が求められており、その要請に対応する研修の充実に応える必要がある。

- ロ. 研修に参加した者について、その経験・実績等とあわせ資格・処遇等に反映できる措置について検討する必要がある。
- ハ. 高い専門性が求められている現在、現職教員の大学院派遣制度に準じ、大学院に派遣する制度について検討する必要がある。

3. その他

社会教育主事、学芸員、司書の職務の高度化、多様化に対応して、より高度の資格の創設等について検討する必要がある。

平成8年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る 就職協定期日等について

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の平成9年3月卒業予定者の就職活動に係る採用選考開始期日、採用内定開始期日等について、大学等関係団体及び企業等関係団体で構成される就職協定協議会において、別紙1のとおり「平成8年度就職協定」が決定されるとともに、別紙2のとおり「就職協定協議会申合せ事項」が決定された。また、これを受け、大学等における求人票の公示開始期日等について、大学等関係団体で構成される就職問題懇談会において、別紙3のとおり「平成9年3月卒業予定者に係る企業と大学・高等専門学校との間の求人求職事務について」の申合せがされた。

(別紙1)

平成8年度就職協定

平成8年1月16日
就職協定協議会世話人会

1. 採用選考開始

- ・採用選考開始は、8月1日前後を目標として、企業の自主的決定とする。

2. 採用内定開始

- ・10月1日

3. 運用上の順守事項

- 1) 企業等は、採用人員、選考期日、場所等に関する情報を公開する。
- 2) 企業等は、採用活動にあたり学事日程を尊重する。
- 3) 企業等は、拘束をはじめとする不公正な採用活動を行わない。
- 4) 大学や企業等が主催する企業研究会・説明会の開始は、7月初旬以降を目標とする。
- 5) リクルーターとの接触開始は、7月初旬以降を目標とする。
- 6) 大学側の求人票公示日は、7月1日とする。
- 7) 高校卒業者については、教育上の配慮を最優先とし、安定的な採用枠の確保をはかる。

(別紙2)

就職協定協議会申合せ事項

平成8年1月16日
就職協定協議会世話人会

1. 大学と企業は、就職協定の精神を尊重し、就職活動が早期化しないように徹底する。
2. 就職情報誌、マスコミおよび自治体等の主催する就職セミナーの開始は、就職協定に準じて行うよう協力を呼び掛ける。

(別紙3)

平成9年3月卒業予定者に係る企業と大学・高等専門学校 との間の求人求職事務について

平成8年1月16日
就職問題懇談会

1. 求人票の取り扱いについて
 - (1) 求人依頼文書の発送は、5月1日以降を目途に行う。
 - (2) 求人票（求人要項及び採用予定人員、労働条件、採用方法を記載した印刷物）の受理は、6月1日以降行う。
 - (3) 求人票の公示開始は、7月1日とする。
2. 企業研究会・説明会の実施方法について
 - (1) 7月1日以降、各大学等において自主的に実施する。
 - (2) 開催期日についての案内は、6月中旬以降提示する。
 - (3) 企業が実施する「企業研究会・説明会」のための会場提供は、7月1日以降とする。
3. 情報誌、マスコミ及び地方自治体等が主催する企業セミナーの取り扱いについて
情報誌、マスコミ及び地方自治体等が主催する企業セミナーのポスター等は、6月中旬以降提示する。
4. ガイドブック（求人要項記載のもの）の取り扱いについて
ガイドブック（求人要項記載のもの）の大学への搬入は、7月1日以降とする。
5. 学校推薦の取り扱いについて

学校推薦は、7月1日以降とする。

6. 就職ガイダンス等の講師について

7月1日前の就職ガイダンス等には、個別企業からの講師は招請しない。

7. その他

- (1) 共通のポスターを掲示すること等により、学生に対し、7月1日前の会社訪問等を慎むよう指導する。
- (2) 学生の応募書類は、「大学指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書〈卒業見込証明書を含む〉』、『健康診断書』）」とし、企業に対して、就職差別につながるおそれのある「会社指定書類」、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」の提出を求めないよう依頼する。
- (3) 採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に沿って行われるべきであり、その旨を企業側に徹底するよう依頼する。

※備考

大学側は、協定の遵守体制を各大学等団体に設け、その代表者をもって連絡調整を図る。

そ の 他

■特別委員会の設置

○ 教員養成特別委員会

委員	吉原泰助	(福島大学長)
〃	堀川清司	(埼玉大学長)
〃	木村孟	(東京工業大学長)
〃	蓮見音彦	(東京学芸大学長)
〃	武村泰男	(三重大学長)
〃	慶伊富長	(北陸先端科学技術大学院大学長)
〃	加茂直樹	(京都教育大学長)
〃	木下繁彌	(大阪教育大学長)
〃	原田康夫	(広島大学長)
〃	野地潤家	(鳴門教育大学長)
〃	野村新	(大分大学長)
専門委員	横須賀薫	(宮城教育大学教授)
〃	椎名萬吉	(千葉大学教授)
〃	篠田弘	(名古屋大学教授)
〃	山田昇	(奈良女子大学教授)
〃	関口茂久	(滋賀大学教授)
〃	羽田貴史	(広島大学助教授)

(設置期間：平成8年4月1日～平成10年3月31日)

○ 医学教育特別委員会

委員	坪井昭三	(山形大学長)
〃	石川英一	(群馬大学長)
〃	丸山工作	(千葉大学長)
〃	鈴木章夫	(東京医科歯科大学長)
〃	武藤輝一	(新潟大学長)
〃	佐々木博	(富山医科薬科大学長)
〃	神野博	(福井大学長)
〃	岡田慶夫	(滋賀医科大学長)
〃	武田克之	(徳島大学長)

- 〃 杉 岡 洋 一 (九州大学長)
- 〃 山 口 雅 也 (佐賀医科大学長)
- 〃 森 野 能 昌 (熊本大学長)

(設置期間：平成 8 年 4 月 1 日～平成10年 3 月31日)

■小委員会の設置

○ 第 2 常置委員会 入試将来ビジョン検討小委員会

- 委 員 加 藤 延 夫 (名古屋大学長)
- 〃 市 川 定 夫 (埼玉大学教授)
- 〃 矢 野 眞 和 (東京工業大学教授)
- 〃 山 極 隆 (富山大学教授)
- 〃 小 嶋 秀 夫 (名古屋大学教授)
- 〃 荒 井 克 弘 (広島大学教授)
- 〃 松 井 榮 一 (京都教育大学名誉教授)

(設置期間：平成 8 年 4 月 1 日～平成10年 3 月31日)

○ 第 6 常置委員会 学生納付金等検討小委員会

- 委 員 武 藤 輝 一 (新潟大学長)
- 〃 鈴 木 章 夫 (東京医科歯科大学長)
- 〃 神 野 博 (福井大学長)
- 〃 松 井 一 麿 (東北大学教授)
- 〃 山 本 眞 一 (筑波大学教授)
- 〃 宮 島 洋 (東京大学教授)
- 〃 金 子 元 久 (東京大学教授)

(設置期間：平成 8 年 4 月 1 日～平成10年 3 月31日)

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(後 任)
帯広畜産大学	坂 村 貞 雄	久 保 嘉 治
北見工業大学	平 林 眞	厚 谷 郁 夫
弘 前 大 学	手代木 渉	吉 田 豊
岩 手 大 学	船 越 昭 治	海 妻 矩 彦

秋田大学	新野直吉	徳田弘
浜松医科大学	川島吉郎	山崎昇
豊橋技術科学大学	佐々木 慎一	後藤圭司
山口大学	村上 恵	広中平祐
福岡教育大学	田代高英	菰口 治
佐賀大学	高田 弘	佐古宣道
宮崎医科大学	木下和夫	森 満 保

○ 委員の委嘱

(委員会)	(前 任)	(後 任)
第5常置委員会	阿部 純二 (東北大学教授)	木村 力雄 (東北大学教授)
JUSSEP小委員会	下村 由一 (千葉大学教授)	南塚 信吾 (千葉大学教授)
	高田 康成 (東京大学教授)	木畑 洋一 (東京大学教授)
第5常置委員会	中村 光男 (千葉大学教授)	南塚 信吾 (千葉大学教授)
UMAP小委員会		

○ 専門委員の交代

(委員会)	(前 任)	(後 任)
第1常置委員会	雨宮 忠 (東京大学事務局長)	長谷川正明 (東京大学事務局長)
第3常置委員会	竹内 實 (東京大学学生部長)	安岡 邦昭 (東京大学学生部長)
第6常置委員会	雨宮 忠 (東京大学事務局長)	長谷川正明 (東京大学事務局長)

○ 専門委員の委嘱

第4常置委員会 渡邊 彌 (東京大学総務部長)

○ 専門委員の委嘱 (継続)

第4常置委員会 菅原 正弘 (東京大学庶務部長) 菅原 正弘 (弘前大学事務局長)
磯野 守正 (長岡技術科学大学事務局長) 磯野 守正 (千葉大学事務局長)

○ 専門委員の解嘱

医学教育に関する特別委員会 中 里 洋 一 (群馬大学教授)
青 木 繁 伸 (群馬大学教授)
橘 正 道 (千葉大学教授)
武 藤 徹一郎 (東京大学教授)
大 山 喬 史 (東京医科歯科大学教授)
齋 藤 英 彦 (名古屋大学教授)

大学院問題
特別委員会

鈴木庄亮（群馬大学教授）
齊藤義明（新潟大学教授）
生田孝至（新潟大学教授）
似田貝香門（東京大学教授）
松尾稔（名古屋大学教授）
江原武一（京都大学教授）
早津彦哉（岡山大学教授）
有本章（広島大学教授）
土屋幸雄（新潟大学事務局長）

国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日
会員大学：98国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
 - 第2常置委員会（入学者選抜）
 - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
 - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
 - 第5常置委員会（学術交流）
 - 第6常置委員会（財政）
 - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 特別委員会
 - 医学教育特別委員会
 - 教員養成特別委員会
- 特別会計制度協議会（国大協と文部省との協議会）

編集後記

- * 各大学におかれては概算要求の編成でご多忙の日々をおくられていることと存じますが、国大協事務局も6月総会を目前に控え、現在その準備に追われています。
- * 国立大学協会事務局で人事異動がありました。昭和63年以来、8年間会議主事を務めてきた奈良利雄に代わり、その後任として本年4月1日付けをもって、徳竹廣雄が就任いたしました。今後とも宜しく願います。
- * 本号の「巻頭エッセー」には、金森大阪大学長にお願いして「機関車と研究グループ」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対し感謝申し上げます。(T)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成8年6月10日 印刷
平成8年6月15日 発行 (非売品)

会 報 第152号

(第46巻第2号 通巻第152号)

編集兼
発行者 滝沢 源平

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03(3812)2111 内線(7950・7951)

03(3813)0647

FAX 03(3818)8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社